

第三次市川市環境基本計画

改訂版

～ 環境に責任を持つまち いちかわの実現に向けて ～



2021 年 3 月 市川市

(2026 年 4 月改訂)

はじめに



市民の皆様や関係機関の皆様には、日頃より本市のまちづくりに
温かいご支援とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

本市では、2021（令和3）年3月に「第三次市川市環境基本計画」を策定し、
基本目標である「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」
の実現に向けて、環境保全活動や創造的な環境づくりを進めてきました。

こうした中、本市は、2023（令和5）年度を「カーボンニュートラル元年」
と位置づけ、そして、2025（令和7）年には脱炭素先行地域に選定され、
カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを一層推進しております。

一方国内外では、気候変動による影響の顕在化、自然環境の減少による
生物多様性の損失、プラスチックをはじめとする資源循環の必要性など、
環境行政を取り巻く状況は大きく変化しております。

このような環境問題に対応していくためには、社会情勢の変化を明確に捉え、
情報を継続的に更新していくことが必要となるため、策定から5年が経過した
今年度、これまでの歩みを踏まえた第三次市川市環境基本計画の中間見直しを
実施いたしました。

カーボンニュートラルに関する取り組みを加速させるとともに、
限りある資源を循環させ、地球環境・自然環境を守る「環境先進都市いちかわ」
を実現するためには、一人ひとりが環境に責任を持って行動し、
市民・関係機関・行政が一体となって進めていく必要がありますので、
今後も皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定および推進にあたり、ご尽力いただきました
市川市環境審議会の委員の皆様をはじめ、市川市環境市民会議にご参加の皆様、
貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆様など関係者各位に、
厚く御礼申し上げます。

令和8年4月

市川市長 田中 甲

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
(1) 市川市の環境行政のあゆみ	1
(2) 環境政策を巡る国内外の動向	1
(3) 第三次市川市環境基本計画の策定	5
第2節 計画策定の目的	6
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 対象とする環境の範囲	8
第5節 計画の期間	8
第6節 計画の主体と役割	9
第2章 環境の現状と課題	10
第1節 市川市の概況	10
(1) 位置	10
(2) 地形	11
(3) 水系	11
(4) 気候	13
(5) 人口	14
(6) 土地利用	15
(7) 産業	16
(8) 交通	18
第2節 環境の現状と課題	19
(1) 地球環境	19
(2) 資源循環・廃棄物	21
(3) 自然環境	23
(4) 生活環境	24
第3章 計画の目指すべき方向	28
第1節 基本目標	28
(1) 基本目標（市川市の将来環境像）	28
(2) 市川市環境基本条例の基本理念	29
(3) 市川市総合計画 2050 の将来都市像とまちづくりの基本目標	30
第2節 基本理念	31
第3節 計画の体系	33
第4章 施策の分野と方向	34
第1節 地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する	34
(1) 地球温暖化の防止	34
(2) 地球温暖化への備え	36

第2節	ごみの減量と資源化を推進する	38
(1)	3Rの推進	38
(2)	廃棄物の適正処理の推進	39
第3節	うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する	42
(1)	生物多様性の保全再生（自然環境の保全再生）	42
(2)	自然とのふれあいづくり	43
第4節	健康で安全に暮らせる環境を確保する	46
(1)	生活環境の保全	46
(2)	安心・安全で快適な生活環境の整備	48
第5節	環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する	50
(1)	環境学習の推進	50
(2)	環境活動への参加の促進	52
第5章	環境に配慮した具体的行動	54
第1節	明日から始められること	54
(1)	市民の取り組み	54
(2)	事業者の取り組み	57
第2節	近い将来実践していただきたいこと	60
(1)	市民の取り組み	60
(2)	事業者の取り組み	62
第3節	環境に関連する支援制度・補助金	64
第6章	計画の推進	67
第1節	計画の周知	67
第2節	推進体制の整備	68
(1)	市川市環境調整会議	68
(2)	市川市環境審議会	68
(3)	市川市環境市民会議	68
(4)	市川市地球温暖化対策推進協議会	68
(5)	広域的連携	68
第3節	進行管理	70
(1)	進行管理	70
(2)	点検と指標	71
(3)	計画の見直し	74
	資料編	75

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の背景

(1) 市川市の環境行政のあゆみ

従来の公害対策基本法に代わる新たな枠組みとして、環境基本法が 1993（平成 5）年 11 月に制定されたことを受け、市川市では 1994（平成 6）年 3 月に「いちかわ環境プラン」を策定し、快適環境の創造を目指した施策を展開してきました。

また、1998（平成 10）年 7 月には、自然との共生に配慮し、資源循環型の快適な環境を実現していくために、「市川市環境基本条例」（平成 10 年条例第 30 号）を制定しました。

さらに、2000（平成 12）年 2 月には、いちかわ環境プランを社会情勢に沿った視点で見直し、市川市環境基本条例に基づいて「市川市環境基本計画」を、2012（平成 24）年 3 月に「第二次市川市環境基本計画」を策定し、計画に基づく取り組みを実施してきました。

(2) 環境政策を巡る国内外の動向

① 国及び県における環境政策の動向

我が国の環境行政は、昭和 30 年代からの高度経済成長期における「産業型公害」から、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁、ごみ問題など、生活に起因した「都市生活型環境問題」への対応を経て、国境を越えたグローバルな広がりや解決に長い年月を要する「地球環境問題」への対応が求められるようになりました。

国の環境基本計画は、環境基本法に基づき政府が定める、環境の保全に関する基本的な計画であり、1994（平成 6）年 12 月に「第一次環境基本計画」が閣議決定されました。その後改定を重ね、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要とされ、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の考えが盛り込まれました。

また、千葉県においては前計画の計画期間終了に伴い、「千葉県環境基本計画（第三次）」を 2019（平成 31）年 3 月に策定し、分野横断的に施策を展開することで、国と同様に環境・経済・社会的課題の同時解決を目指しています。

② 持続可能な開発目標 ～SDGs（エスディー・ジーズ）～

SDGs とは、2015（平成 27）年 9 月、国連持続可能な開発サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の略称で、国連加盟国 193 か国が持続可能な世界を目指し、2030（令和 12）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標のことです。

この目標は、17 のゴール（図 1-1）とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持っています。また、多種多様な主体の連携や環境・経済・社会の三側面統合の概念が示されており、その考え方は、国の第五次環境基本計画においても活用されています。

本計画では、環境と関連の深いゴール 3、4、7、11、12、13、14、15、17 を踏まえて、施策を展開していきます。

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う	 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用の促進
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する	 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		

図 1-1 SDGs の 17 のゴール（出典：環境省『平成 30 年度環境白書』）

③ 地球温暖化問題に関する動向

2015（平成 27）年 12 月、地球温暖化対策の国際的枠組として、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。これを受け、国は 2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標について、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標を掲げ、長期的目標として 2050（令和 32）年度までに 80%の削減を目指すとししました。

また、温室効果ガスの排出抑制による「緩和」（地球温暖化の防止）だけでなく、進みゆく気候変動による影響を回避・軽減する「適応」（地球温暖化への備え）も同時に進めていくことが必要であるため、国は 2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法」を制定し、同年 11 月にはそれに基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

④ 循環型社会の推進に関する動向

2018（平成 30）年 6 月、第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

また、近年マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっているほか、中国をはじめとするアジア各国において廃プラスチックの輸入が制限されるなど、廃プラスチックを取り巻く環境が変化しています。このような状況の中、国は 2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの資源循環を総合的に推進していくとしました。

そして食料資源については、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスが大量に発生している状況であり、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、自治体においても取り組みの強化が求められています。

⑤ 生物多様性（自然環境）に関する動向

2010（平成 22）年に名古屋市で開催された、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、愛知目標が採択されました。これは、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020（令和 2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の目標です。

これを受け、2012（平成 24）年 9 月、国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2020（令和 2）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定しました。

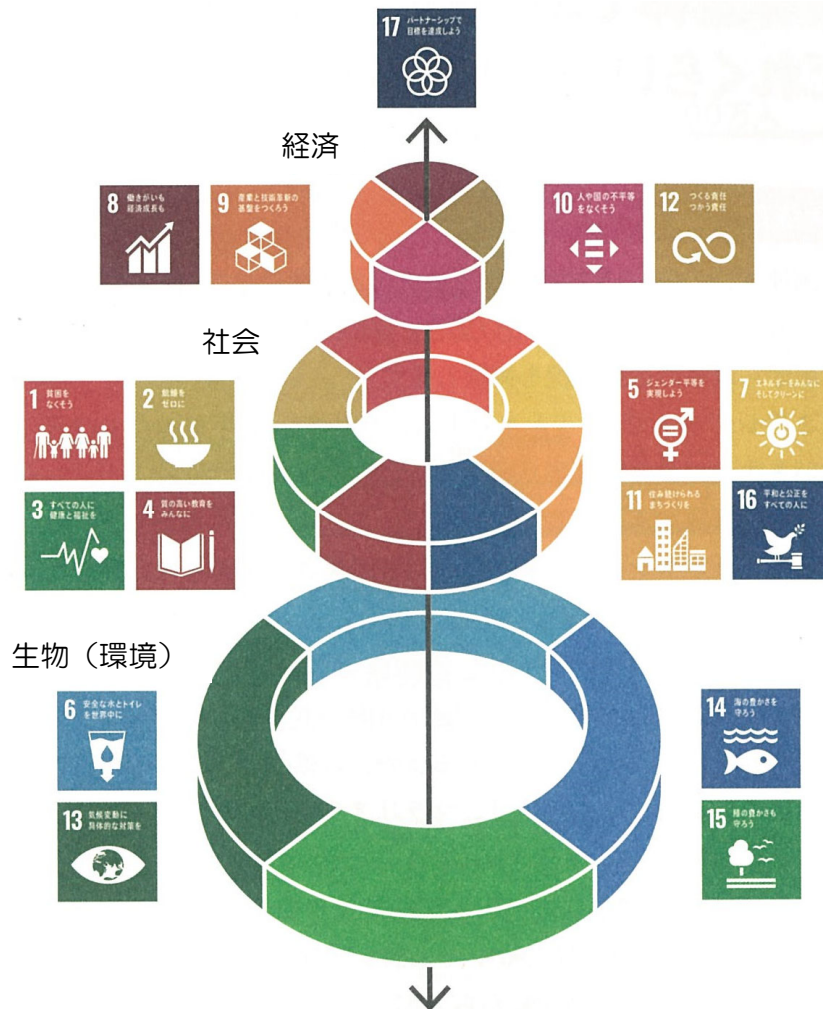
また、2016（平成 28）年にメキシコのカンクンで行われた生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）において、愛知目標の達成に向けた取り組みを強化するカンクン宣言が採択されました。

コラム ～SDGs ウェディングケーキモデル～

ストックホルムのレジリエンスセンターが作成した「SDGs ウェディングケーキモデル」は、生物圏（Biosphere）、社会圏（Society）、経済圏（Economy）の3つに分類され、「生物圏（環境）」を土台として、その上に「社会圏」と「経済圏」を置いています。

このモデルは、人間社会と経済活動のサステナビリティ（持続可能性）は環境が土台となっており、環境の持続可能性なくして、社会や経済の持続的な発展は成り立たないことを示しています。

SDGs の各目標は広範な分野に渡る包括的なものですが、環境に関わるゴールは全ての基盤となっており、2030 年に向けて全ての国がその目標達成に取り組んでいく必要があります。



SDGs ウェディングケーキモデル（出典：ストックホルム・レジリエンス・センター）

(3)第三次市川市環境基本計画の策定

第二次市川市環境基本計画の計画期間が終了することから、この計画の検証を踏まえ、気候変動対策等の新たな環境課題や社会情勢の変化へ対応していくため、この度「第三次市川市環境基本計画」（以下、「本計画」と記述。）を策定します。

表１－１ 市川市の環境施策に関する各計画の概要

	第二次市川市環境基本計画	第三次市川市環境基本計画
性格	長期的視野に立って環境問題に取り組んでいくための環境政策の大綱	
策定	平成24年3月	令和3年3月
期間	令和2年度まで	令和12年度まで
基本目標	みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ	
コンセプト	市民協働、実効性、環境施策の総合的な推進の強化を図り、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指す	世界的な潮流であるSDGsと環境施策の関連を示し、各施策について分野横断的に取り組むことで、総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動を推進することを目指す

第2節 計画策定の目的

本計画は、市川市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、市川市環境基本条例に基づく計画（図 1-2）であり、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。

また、市川市総合計画 2050 の将来都市像『いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ ～住み続けたいまちを次世代へ～』を環境面から推進するとともに、各分野を環境の視点で横断的につなげる役割も併せ持ちます。そのため、市川市総合計画 2050 の方向性を踏襲するとともに、都市計画マスタープランなどの関連する計画等とも連携するものとしています。

なお、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を踏まえたものとなっています。

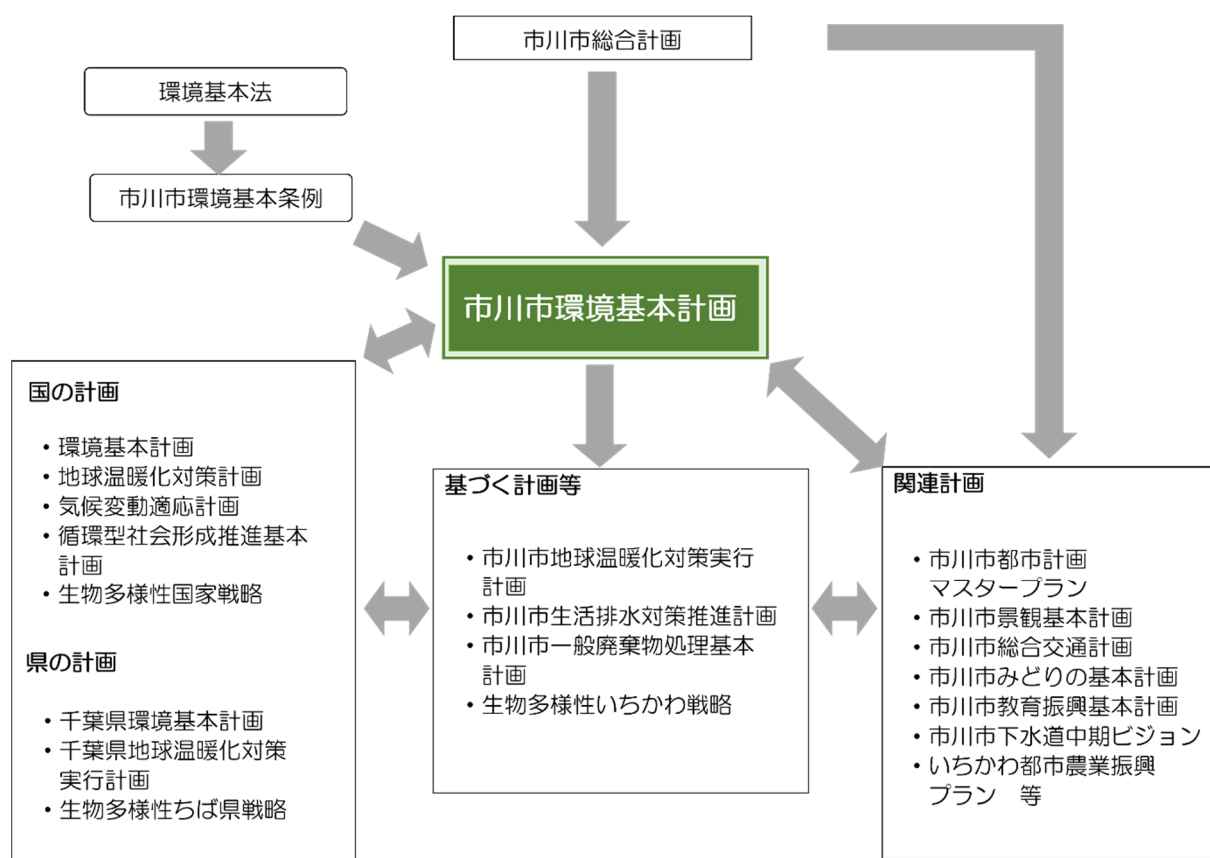


図 1-2 本計画の位置づけ

第4節 対象とする施策の範囲

本計画の対象とする施策の範囲は、次に掲げる5つの分野です。

表1-2 対象とする施策の範囲

分野	対象となるもの
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、気候変動 など
資源循環・廃棄物	資源、廃棄物 など
自然環境	動物、植物、山林、緑地、水辺 など
生活環境	大気、水質、地盤沈下、土壌、騒音、振動、悪臭、景観、都市基盤施設（道路・下水道・公園など）、環境美化 など
協働	環境学習、環境情報の提供、環境配慮活動 など

第5節 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10ヵ年とします。
 なお、策定の5年後を目処に、市政の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表1-3 計画期間

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
前計画 （平成24年3月策定）																				
本計画 （令和3年3月策定）																				

目標年度：2030（令和12）年度

第6節 計画の主体と役割

本計画の目的である環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、多様な施策を市民・事業者・市が役割分担の下、それぞれの立場から特質を生かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む必要があります。

各主体の役割について、基本的な考え方を示します。

(1)市民の役割

- ・自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。
- ・環境の保全及び創造に向けて積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

エネルギー使用による二酸化炭素の排出、ごみの排出、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、市民の日常生活は環境に影響を与えています。市民一人ひとりが環境問題への取り組みを意識し、自主的に行動することが求められています。

また、市政への関心を高め、環境行政の推進においても市民活動団体（ボランティア団体やNPO など）がより一層行政の役割の一翼を担っていくことが期待されています。

(2)事業者の役割

- ・環境法令等を遵守することで、公害を防止し、自然環境を適正に保全します。
- ・事業活動に伴う資源・エネルギーの効率的利用による低炭素化や、製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努めます。
- ・生物多様性に配慮した事業活動を行うことにより、生態系の保全に努めます。
- ・環境の保全及び創造に向けて積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。
- ・従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めます。

事業者の活動は、市民の場合と比較して、環境に与える影響が大きく、また、各種の組織を保持し、さらに環境の保全及び創造を進めるための物的・人的資源を有することから、応分の役割を担うことが求められています。

(3)市の役割

- ・環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・環境の保全及び創造を推進するために、市民・事業者と協力するとともに、国や他の地方自治体との連携を図ります。
- ・環境に関する情報を収集し、提供することで市民・事業者と共通認識を図ります。

市は、市民・事業者と協働して環境の保全及び創造に取り組むとともに、事業者としても、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

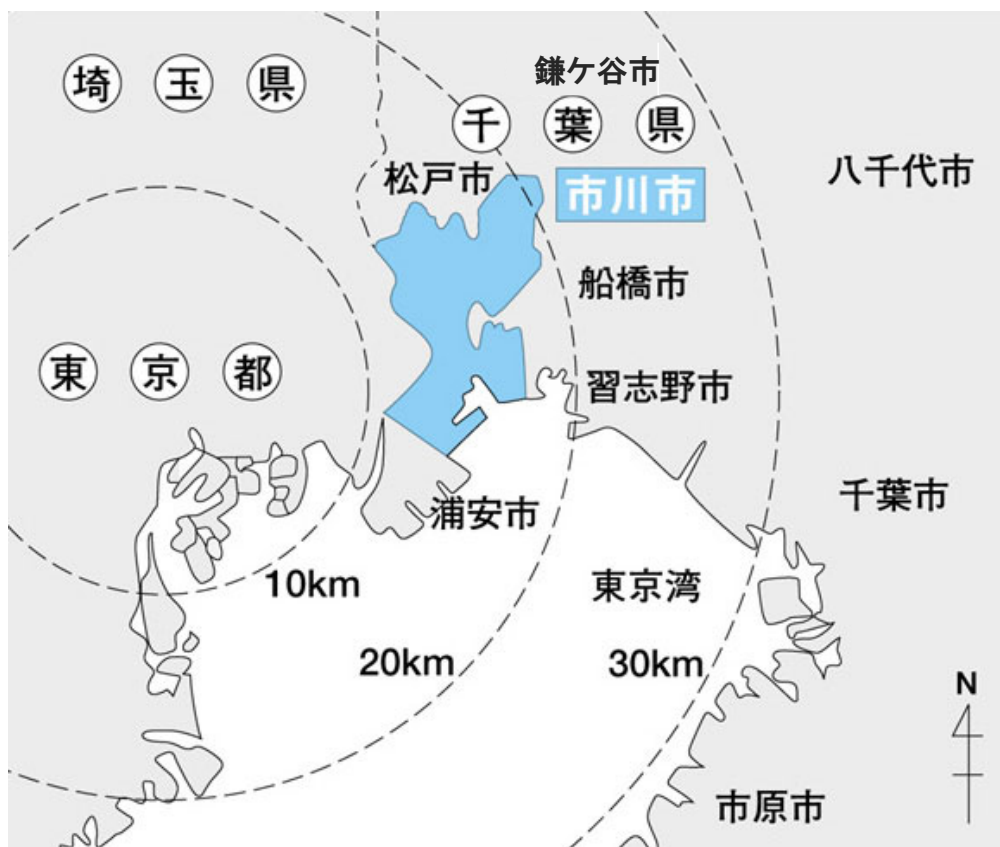
第2章 環境の現状と課題

第1節 市川市の概況

(1)位置

市川市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区、葛飾区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約20kmの圏内にあり（図2-1）、良好な住宅都市を形成しています。

市域の総面積は56.39km²、東西の距離は8.2km、南北の距離は13.4kmとなっています。



出典：市川市ホームページ

図2-1 市川市の位置

(2) 地形

市北部の地形は、大きく分けて国分台、曾谷台、柏井台といわれる三つの台地があり、この台地と台地の間には国分谷と大柏谷の二つの谷が入り込んでいます。(図 2-2) 二つの谷からは台地に向かって多くの細い谷が入り込んでおり、「谷津」と呼ばれる細長い谷地形が形成されていて、谷津の両側は急峻な斜面林となっており、斜面林の裾からは湧水が多く見られます。

市中央部の地形は、周辺の低地よりも 2~4m 程度小高くなった「市川砂洲」が東西に伸びており、この砂洲の上には「市の木」であるクロマツが帯状に分布しています。

市中央部から南部に広がる低地は、縄文時代、現在よりも温暖な時期に土砂が海底に堆積し、その後、寒冷化で陸地となった地域で、平坦になっています。

また、東京湾に面している部分は、昭和 30 年代後半以降に大規模な埋め立てにより造成された土地です。

(3) 水系

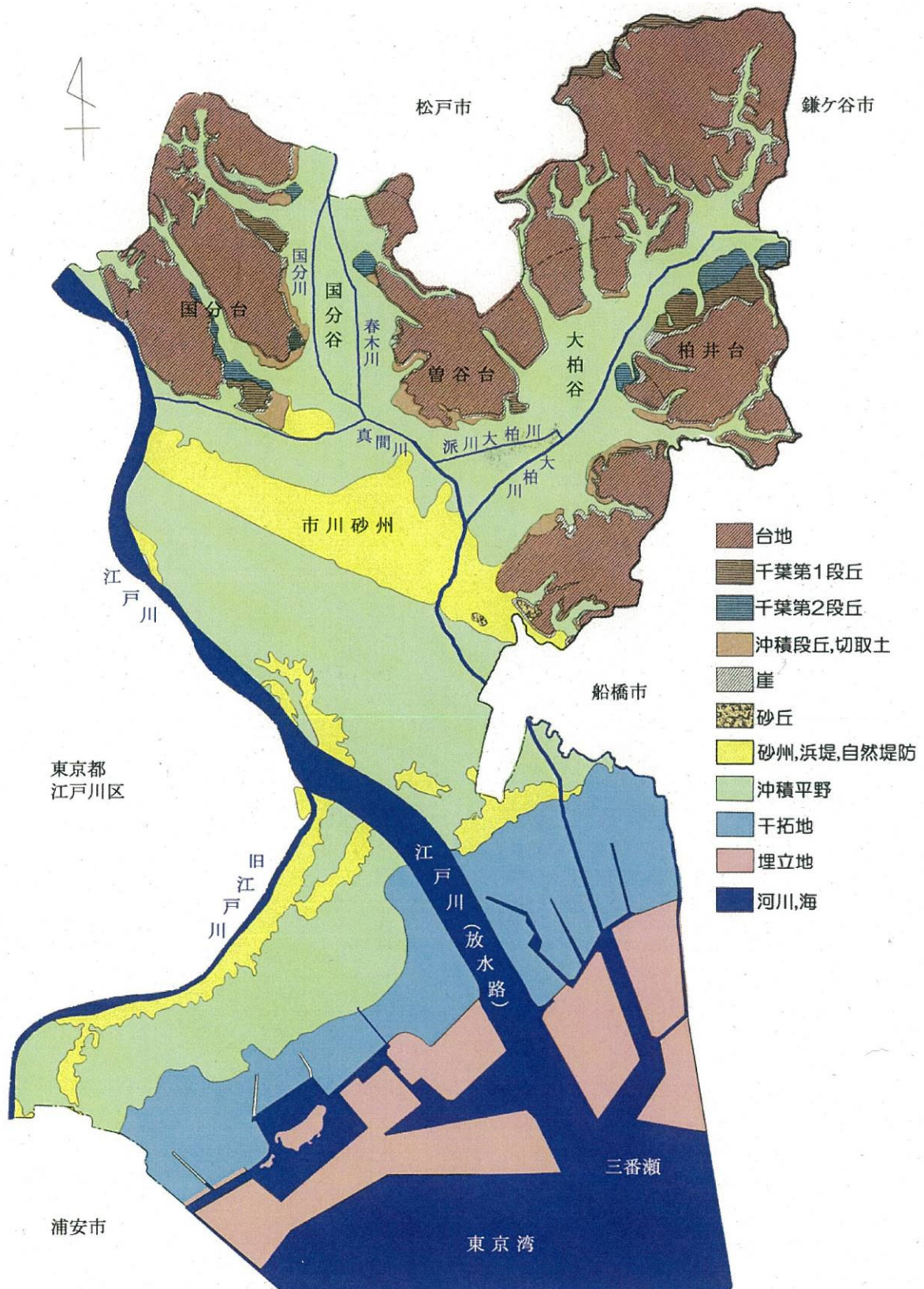
本市には 9 本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。

江戸川は、野田市で利根川より分流し、上水道や工業用水等の水源となっています。上流から流れてきた水は、通常時は西側の江戸川水閘門^{すいこうもん}から旧江戸川へと流れ、浦安市と江戸川区の間を経て東京湾に注いでいます。

行徳可動堰から下流の江戸川（通称：江戸川放水路）は、大正の終わりに開削された人工河川です。この部分は、台風などの増水時に可動堰のゲートが開けられる時以外は仕切られていて、海水域となっているため、川というよりは東京湾の細長い入り江のような環境になっています。

このほか、真間川、国分川、春木川、大柏川、派川大柏川等の河川は、江戸川や東京湾へと注いでいます。

また、かつては、周辺の谷津を水源とした小規模な水路や小川が多数ありましたが、市街化や水路の暗渠化により、生き物の生息の場となる水面が減少しています。



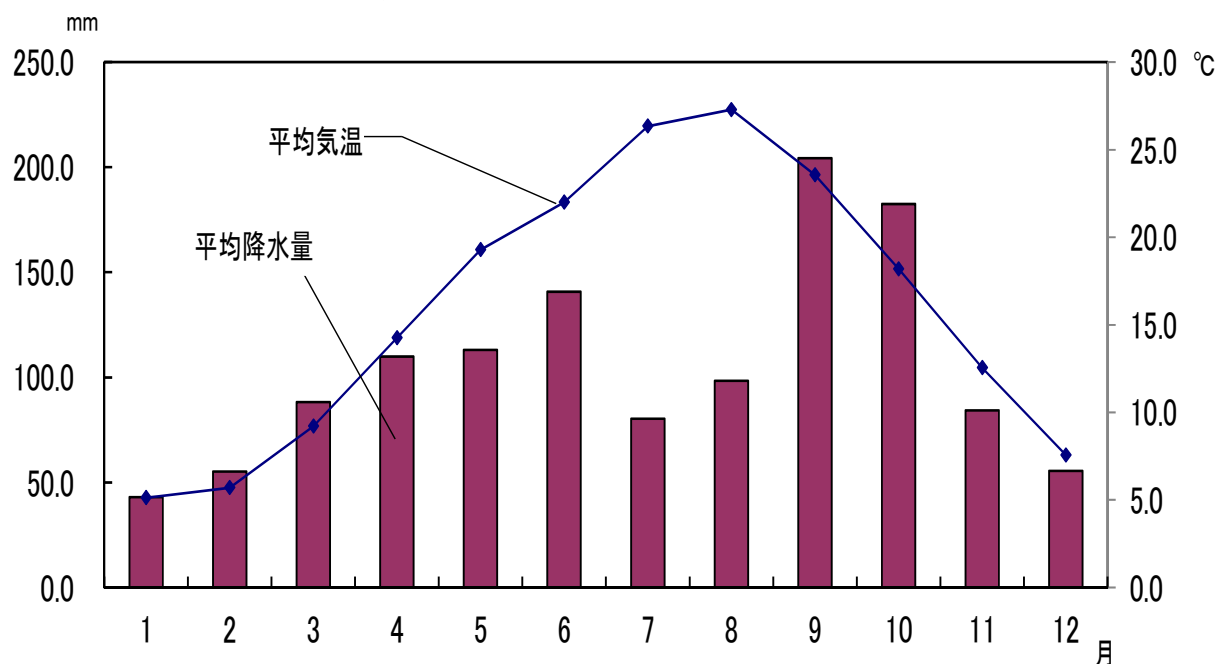
出典：市川市史第1巻（1971）を一部改変

図2-2 市川市の地形・水系分類図

(4) 気候

本市の過去 10 年間（平成 21 年から平成 30 年まで）の年間平均気温は 15.9℃、月別の最低平均気温は 1 月の 5.1℃、最高平均気温は 8 月の 27.3℃であり、おおむね温暖な気候です。（図 2-3）

また、年間平均降水量は約 1,250mm で秋に多く、冬に少ない傾向になっています。



出典：市川市統計年鑑

図 2-3 市川市の過去 10 年間の平均気温・降水量

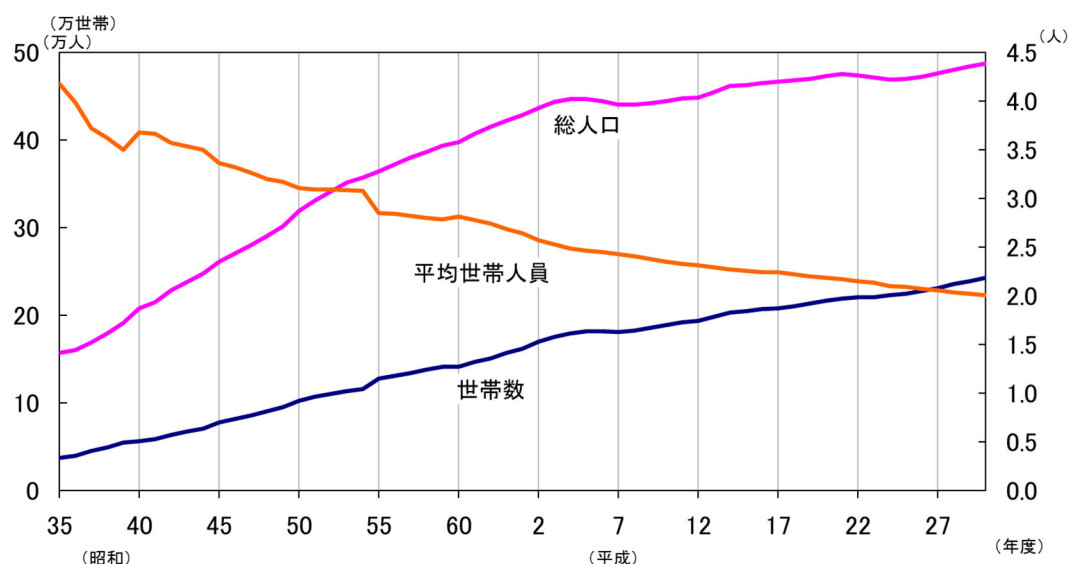
(5)人口

本市は都心に近く、通勤の便が良いことなど、住宅都市としての条件に適しているため、昭和30年代後半から人口が急増しましたが、その後は少子化や世帯構成人数の減少、景気低迷に伴い増加傾向は鈍化し、2010（平成22）年7月をピークに減少傾向にありました。

しかし、近年は、駅周辺を中心として高層住宅の増加などが進み、2013（平成25）年3月以降は再び増加傾向にあります。また、世帯数は構成人数の減少の影響もあり、年々増加しています。

（図2-4）

本市の2018（平成30）年10月1日現在、本市の人口は492,752人、世帯数は240,224世帯となっています。



出典：市川市統計年鑑

図2-4 市川市の人口の推移

(6) 土地利用

本市の総面積のうち、宅地が市域の49.7%と多くを占め、一方、畑が9.3%、田が2.1%、山林が2.2%と少なくなっています。(図2-5) これは昭和40年代以降の急速な都市化で田園や山林などが次第に減少したためです。

北部は比較的田畑の割合が多く、まとまった農地を有した地域となっています。また、大学や病院などの公益施設の集積も見られるとともに、一部は風致地区に指定されています。

中部は宅地、商業地、工業地の割合が多く、都市化が進んだ市街地となっています。JR 総武線の駅に近く、商業の集積も見られるため、工業地では共同住宅等への土地利用の転換が見受けられます。

南部は計画的に整備された住宅地、埋立事業による工業地、行徳近郊緑地などの特別緑地保全地区などが存在する地域となっています。一方、寺社や歴史的な建築物などの街並みも残されています。

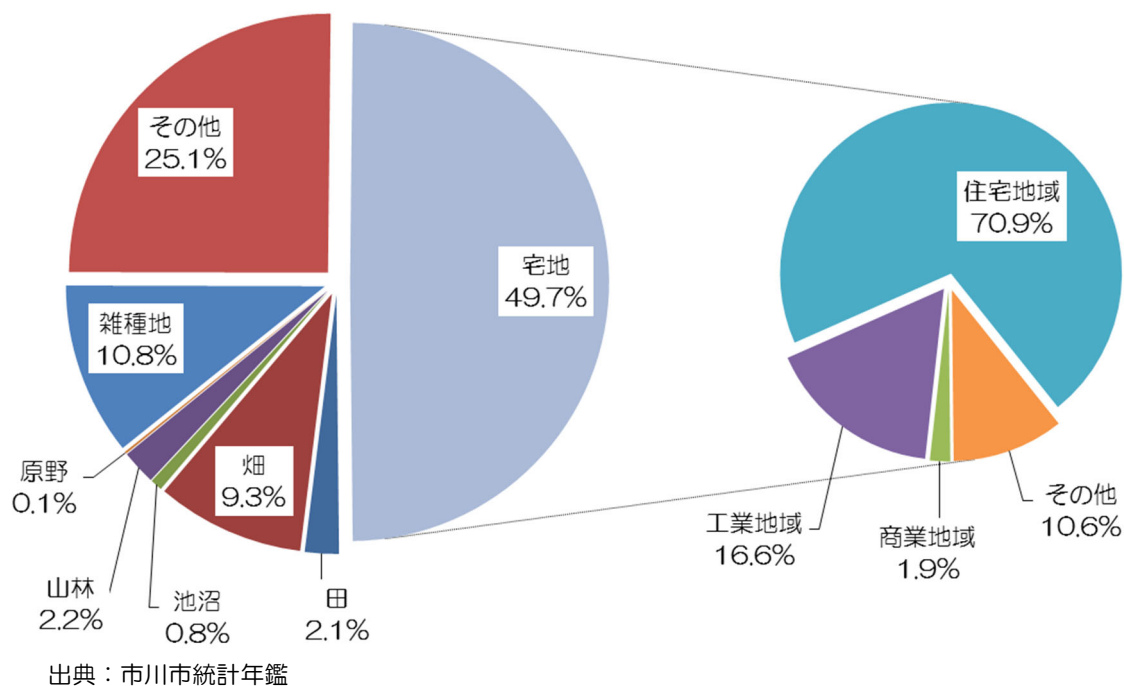


図2-5 市川市の地目別面積構成比（平成30年1月1日現在）

(7)産業

本市の2016（平成28）年における事業所数は11,783事業所で、減少傾向にあります。

産業分類別事業所構成比を見ると、製造業、卸売業、小売業及び飲食業の割合が減少し、その他サービス業が増加しています。（図2-6）なお、本市における商工業、農水産業の概要は以下のとおりです。

① 商業

本市の商業は小売業が主であり、卸売業と小売業を合わせた商店数は、2016（平成28）年では2,089店舗（うち小売りが1,698店）（平成28年度経済センサスより）です。

小売商店での消費動向は、徒歩や自転車を通える圏内に住む地元住民の日用品等の購入が主となっています。なお、市川駅、本八幡駅、行徳駅、妙典駅、鬼高地区に比較的規模の大きな商業集積が見られます。

② 工業

本市の工業は、臨海部の鉄鋼、非鉄、石油、化学等の工業と内陸部の金属製品、機械器具、印刷・印刷関連、食料品等の工業に分けられ、臨海部の一部の大企業を除いて、中小企業が大半を占めています。

なお、内陸部では新たに操業するための工業地域が少なく、工場跡地の住宅地利用が進んでいます。その一方で、東京湾に面した臨海部は、湾岸道路や東京外かく環状道路などが整備され交通利便性が高いことから、物流拠点や工業地帯が広がっています。

③ 農業

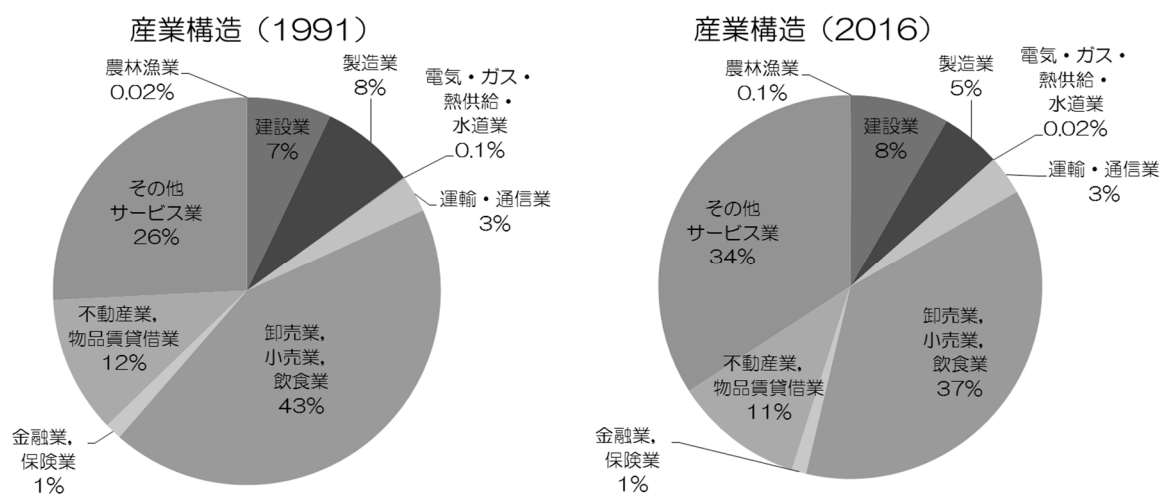
本市の農業は、北部地域を中心に営まれており、大消費地である東京に隣接した都市農業地域という特性を生かし、県下でも有数の梨栽培をはじめとして、トマトやネギ、小松菜などの付加価値の高い農作物を栽培しています。

しかし、従事者の高齢化や担い手不足の顕著化、高度経済成長期以降の急速な都市化に伴う周辺地域の宅地開発による営農環境の悪化等が農地の減少に拍車をかけています。

④ 水産業

本市では、東京湾に面した行徳地域で水産業が営まれており、ノリの養殖をはじめ、ホンビノス貝等の採貝漁業や、東京湾内におけるカレイやスズキなどの小型機船底引き網漁業等が営まれています。

本市の漁業は、昭和30年頃からの東京湾沿岸の埋立事業などの影響により、漁業継続が危ぶまれましたが、漁場の確保や技術改革を重ね、現在は安定的な生産を確保しています。



出典：千葉県統計年鑑

図 2-6 市川市の産業分類別事業所構成比



市川のなし



ノリの陸上採苗

(8)交通

東京から千葉県への入口に位置する本市は、東京方面と県内とを結ぶ東西方向の道路と、市内外を南北に結ぶ道路により、道路ネットワークを形成しています。（図 2-7）

2016（平成 28）年に都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線が全線開通し、2018（平成 30）年には東京外かく環状道路の千葉県区間（三郷南 IC から高谷 JCT）が開通したことにより、南北方向における交通の円滑化が図られました。

さらに、2021（令和 3）年 1 月には、市北西部における幹線道路である、都市計画道路 3・4・12 号北国分線が全線開通し、既存道路の混雑緩和や北総線北国分駅、考古博物館及び歴史博物館等のレクリエーション拠点へのアクセス向上に寄与しています。

また、現在、都市計画道路 3・6・32 号市川鬼高線の整備を進めているほか、国及び県事業として、北千葉道路や（仮称）押切・湊橋の整備も進められており、さらなる道路渋滞の緩和、都市機能の向上が期待されています。

一方、鉄道は、JR 総武線、JR 武蔵野線、JR 京葉線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線の 5 社 7 路線が整備されています。バス網としては、京成バス・京成バス千葉ウエスト・京成バス千葉セントラル・京成バス東京の路線バスが運行されており、通勤・通学等の交通手段として大きな役割を果たしています。また、交通不便地域の解消のため、市ではコミュニティバスの運行を 2005（平成 17）年 10 月から開始しています。

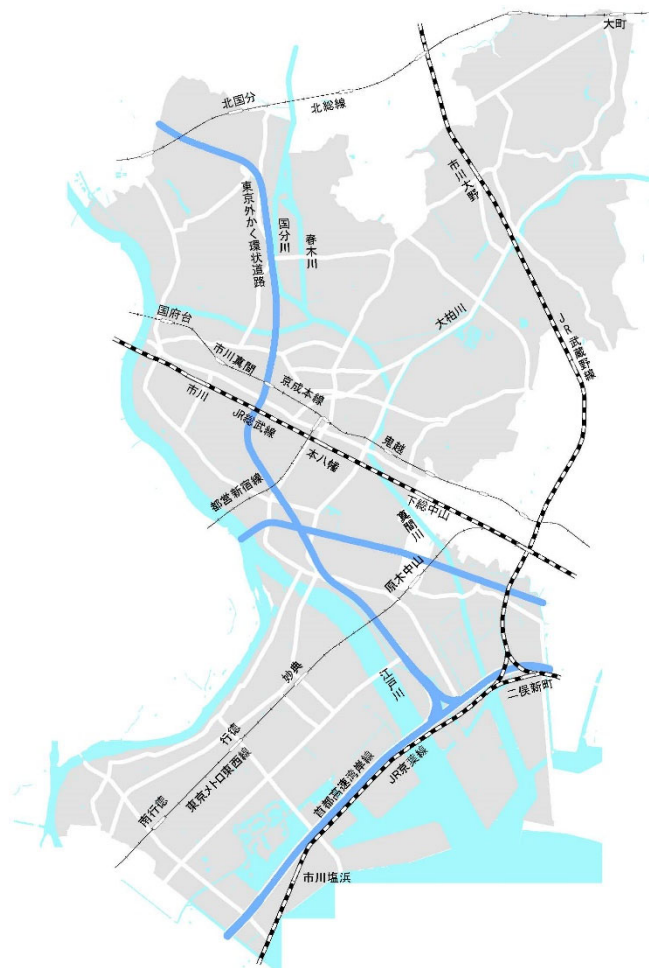


図 2-7 市川市の主要交通機関

第2節 環境の現状と課題

(1)地球環境

① 現 状

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2023年（令和5年）に公表した第6次評価報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないと明記されました。このような人為的な原因による地球温暖化により、気温上昇をはじめ、集中豪雨、干ばつ等の異常気象が世界各地で増えており、今後さらに地球温暖化が進行すれば、あらゆる生命の基盤である地球の環境に深刻な影響が生じることは避けられません。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、本市では2026（令和8）年に市川市地球温暖化対策実行計画を策定し、区域施策編では省エネ対策の強化や再生可能エネルギー等の導入強化など、3つの重点施策を掲げ、対策を実施しています。

本市における二酸化炭素の排出量（図2-8）は、2013（平成25）年度から概ね減少傾向となっています。

これは、家庭や事業所における省エネ機器への買い替えや省エネ意識の浸透が進んだことや、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入が進んだことが要因と考えられます。

しかし近年は、気温の上昇による熱中症のリスクの上昇や集中豪雨などの極端気象の増加など、地球温暖化による気候変動の影響が本市においても現れており、今後、地球温暖化の進行により、このような影響はますます深刻になることが予測されます。

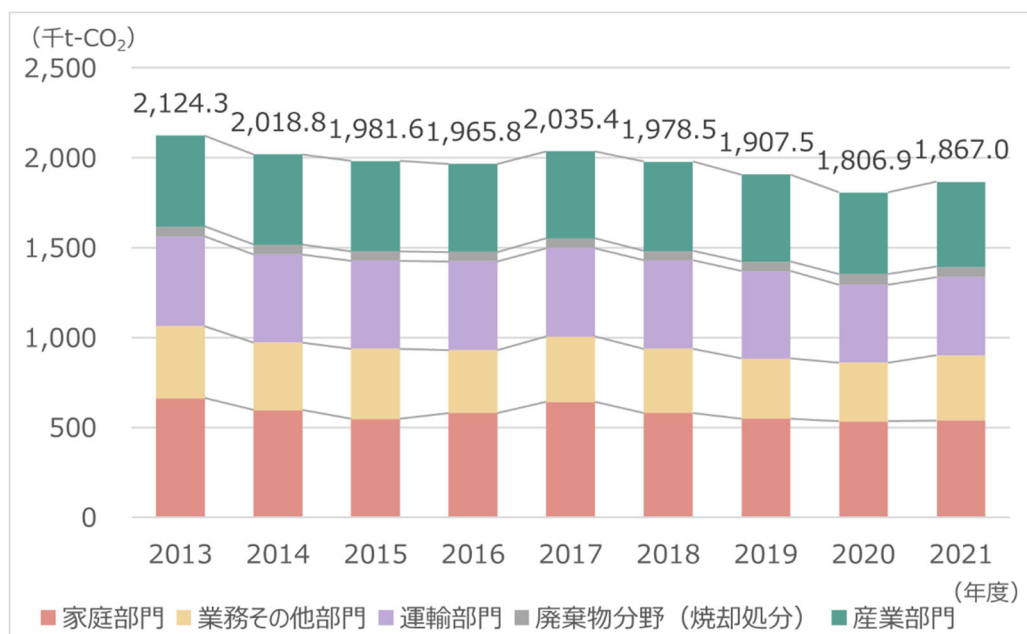


図2-8 市川市の二酸化炭素排出量の推移

② 課 題

■地球温暖化の防止

- 住宅や事業所などの建物におけるエネルギー使用量を削減するため、建物の省エネルギー性能をより高める必要があります。
- 製造業をはじめとした産業分野からの二酸化炭素排出量は、本市における排出量の約 25%を占めていることから、これらの事業者向けに地球温暖化対策に関する効果的な情報提供や支援を行っていく必要があります。
- 移動に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、電気自動車などの次世代自動車の普及促進、エコドライブの徹底を進める必要があります。
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や、水素の利用につながる家庭用燃料電池（エネファーム）について、更なる普及促進を進める必要があります。
- 二酸化炭素の吸収源となる、市内の緑地の保全及び街なかの緑化を推進していく必要があります。

⇒ 基本理念1：地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する
施策の分野：地球温暖化の防止（P34～35）

■地球温暖化への備え

温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和：地球温暖化の防止」に加えて、地球温暖化の進行に伴う気候変動によって、今後本市で起こりうる下記のような影響を回避・軽減する「適応：地球温暖化への備え」を進める必要があります。

- 健康分野では、夏季の気温上昇による熱中症搬送者の増加や、新たな感染症の発生が懸念されます。
- 災害分野では、洪水や内水被害、土砂災害をもたらす大雨や、高潮・高波のリスクの増大が予測されます。
- 農業分野では、高温や渇水などの天候不順による野菜の収穫量や品質の低下、農作物の生育不良発生の増加が予測されます。
- 水産業分野では、海水温の上昇などに伴い、ノリ養殖の生産量の減少、水生生物の産卵場所や生育場所となる藻場の消失、魚類等の分布や漁獲量の変化が予測されます。

⇒ 基本理念1：地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する
施策の分野：地球温暖化への備え（P36）

(2) 資源循環・廃棄物

① 現 状

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムは、経済的な豊かさと利便性をもたらしましたが、それに伴い、廃棄物の大量発生や質の多様化に加えて、地球規模での環境負荷の増大などの問題を深刻化させています。

本市では、市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）に基づき、環境への負荷の少ない廃棄物処理に取り組んでおり、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。（図 2-9）

資源化率は、家庭ごみと資源物の 12 分別の実施により、2003（平成 15）年度には約 20％に上昇した後、資源物回収量の減少に伴い低下しましたが、近年は焼却灰の再資源化量増加により上昇が見られるようになりました。（図 2-10）

また、焼却処理量は減少傾向にあります。（図 2-11）焼却灰などの処分を市外の民間の最終処分場への埋立てに依存していることから、更なる削減が求められています。

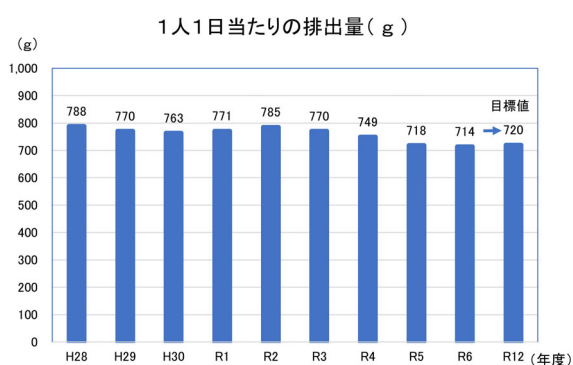


図2-9 市川市の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

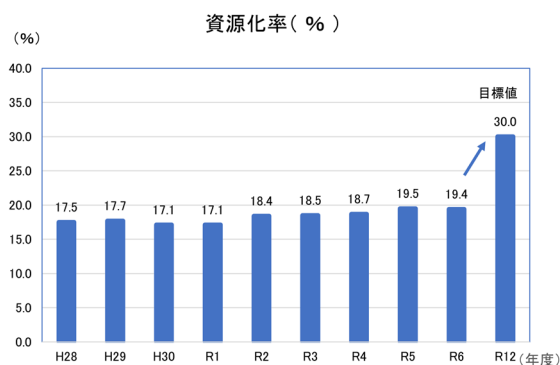


図2-10 市川市の資源化率の推移

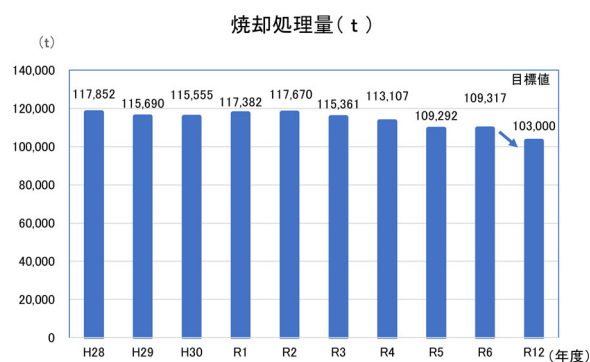


図2-11 市川市の焼却処理量の推移

※ 図 2-9、2-10、2-11 の目標値は市川市一般廃棄物処理基本計画のもの

② 課 題

■ 3R の推進

- ・市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）のうち、取り組みの優先順位が高い2R（リデュース、リユース）に重点を置いて、さらなるごみ減量に向けた施策を進めていく必要があります。
- ・ごみ処理量の削減により環境負荷を可能な限り低減するとともに、ごみ処理事業の効率化を図ることで、ごみ処理に係る総費用を抑制していく必要があります。
- ・近年、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。2020（令和2）年7月から全国でレジ袋有料化が開始されたことから、これを契機として、本市においても、プラスチックごみ削減に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。
- ・燃やすごみの約3割を占める生ごみの減量対策として、生ごみの中に多く含まれる食品ロスの削減に向けて取り組みをさらに強化していく必要があります。
- ・生ごみの新たな資源化策として、バイオガス化を中心とした資源化手法の検討を行っていく必要があります。

⇒ 基本理念2：ごみの減量と資源化を推進する
施策の分野：3Rの推進（P38～39）

■ 廃棄物の適正処理の推進

- ・近年は燃やすごみの量が横ばい傾向となっていることに加え、未だに燃やすごみの中に分別すれば資源化が可能なものが多量に混入しているため、今後も分別排出の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。
- ・ごみの排出ルールが遵守されていない状況が見受けられるため、市民・事業者に確実に周知していく必要があります。
- ・クリーセンターは1994（平成6）年より稼働を開始し老朽化が進んでいることから、適切な時期に建て替えを行う必要があります。

⇒ 基本理念2：ごみの減量と資源化を推進する
施策の分野：廃棄物の適正処理の推進（P39）

(3) 自然環境

① 現 状

本市では、北部の台地周辺に斜面林が残されており、特徴的な景観を形成しています。このほか、梨畑を中心とした農地や屋敷林、市街地に残るクロマツなどにより、身近に緑を楽しむことができます。

また、江戸川に代表される河川をはじめ、湧水の水源を^{かんよう}涵養する斜面林が豊かに残された大町公園や、大雨時に河川の水を取り込んで洪水を軽減する国分川調節池や大柏川第一調節池等の調節池、南部には行徳近郊緑地や海辺に面した三番瀬等があります。

これらの良好な緑地環境や水辺環境は、動植物の生息・生育の場として重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場であるため、積極的な保全が求められています。そこで 2020（令和 2）年度に、身近に自然を楽しみながら環境について学べる拠点として、行徳野鳥観察舎を開設しました。

なお、本市では 2026（令和 8）年に第二次生物多様性いちかわ戦略を策定し、自然環境の保全や生物多様性の普及・啓発等を推進するため、ボランティア団体による緑地保全活動、市民等の調査員による生物多様性モニタリング調査等の、市民や事業者など多様な主体との協働による取り組みを進めています。

② 課 題

■ 生物多様性の保全再生

- ・ 生き物がもたらす恵みと私たちの生活との関わりを知り、生物多様性を守っていく必要性を認識すると同時に、そのための行動を実践する必要があります。
- ・ 生き物の生息の場である自然を保全・再生するとともに、都市化の進展により分断されてきた自然環境のつながりを構築していく必要があります。
- ・ 人間の健康や在来種の生態系などに被害を及ぼす恐れのある、アライグマをはじめとする特定外来生物の防除、駆除の対策をしていく必要があります。

⇒ 基本理念 3：うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する
施策の分野：生物多様性の保全再生（自然環境の保全再生）（P42～43）

■ 自然とのふれあい

- ・ 市民が身近に自然とふれあえる緑地や水辺空間を整備すると同時に、自然観察会等を通して、特に子供が自然に親しむ体験の機会を増やしていく必要があります。

⇒ 基本理念 3：うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する
施策の分野：自然とのふれあいづくり（P43～44）

(4)生活環境

① 現 状

(ア) 大気環境

高度経済成長期には、工場等や自動車交通量の増加などにより大気汚染物質の排出が急激に増加し、大気環境が悪化しましたが、その後、排出ガスの規制などにより改善が進んでいます。

○ 硫黄酸化物

主な発生源は、重油等の燃料によるものですが、燃料の低硫黄化や排煙脱硫装置の設置などの対策により改善され、全ての測定局で環境基準を達成しています。

○ 一酸化炭素

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する有害ガスであり、自動車排出ガスの規制により、全ての測定局で環境基準を達成しています。

○ 浮遊粒子状物質（SPM）

主に自動車や工場等からの排出、土壌粒子の舞い上がりなどにより発生します。近年は減少傾向にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています。（図 2-12）

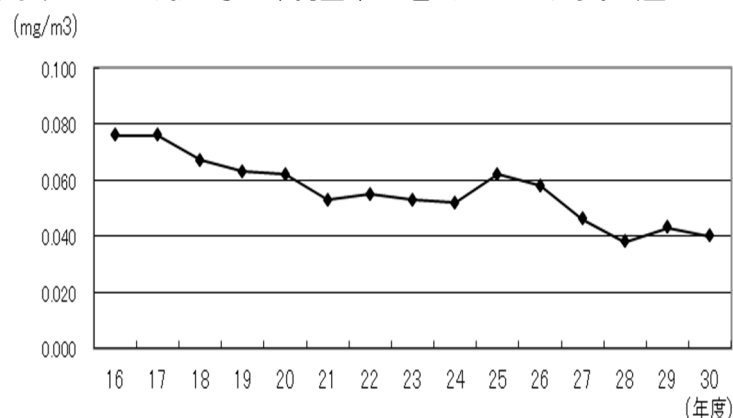


図 2-12 市川市の浮遊粒子状物質の年平均値の推移

○ 光化学オキシダント

自動車や工場等から排出された炭化水素、窒素化合物などが、大気中で光化学反応を起こすことにより生成されます。毎年、環境基準を超過していますが、「光化学スモッグ」注意報の発令は気象条件の影響を受けるため、日数の推移は一様ではありません。（図 2-13）

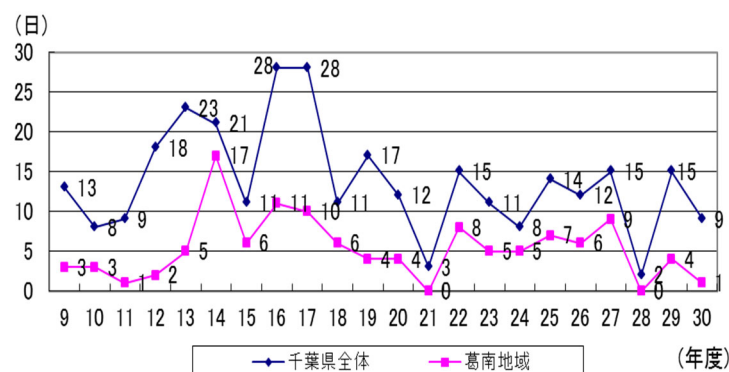


図 2-13 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

○ 窒素酸化物

主な発生源は自動車排出ガスです。規制等により近年は全ての測定局で環境基準を達成しています。

○ 炭化水素

液体燃料の精製、燃料及び可燃物の不完全燃焼などにより発生します。一部の測定局では、光化学オキシダント生成防止のための指針値を超過しています。

○ 有害大気汚染物質

環境基準が定められている 4 物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン）は、基準値を達成しています。

○ アスベスト

一般大気環境及び公共施設における調査結果ではいずれも不検出となっています。

（イ）水環境

高度経済成長期における急激な工業化や都市化によって、事業系排水や生活排水が河川等の自然浄化能力を超えて流れ込んだことから、水環境が悪化しましたが、昭和 40 年代以降の法令等の整備により改善が進んでいます。（図 2-14）

○ 河川

2018（平成 30）年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成しており、生活環境項目（BOD）についても全ての地点で環境基準を達成しています。

○ 海域

2018（平成 30）年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目（COD）については沖合域の 4 地点で環境基準を超過しています。また、富栄養化の指標となる全磷については沿岸域の 2 地点で環境基準を超過しています。

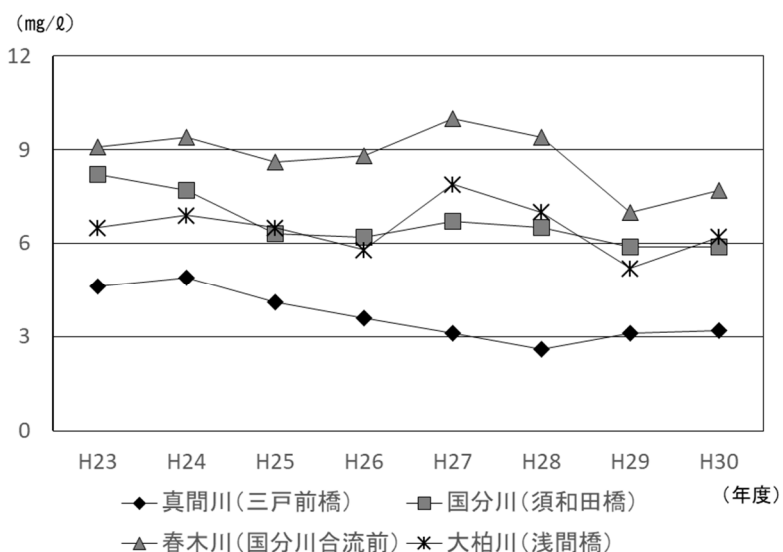


図 2-14 河川の BOD（年平均値）の推移

(ウ) 地質環境

地質環境は、土壌と地層、これらの隙間にある地下水や地下空気から構成されています。

○ 地盤沈下

昭和 35 年頃から急激な沈下が発生しましたが、地下水採取の規制や工業用水道への転換などの対策により、昭和 40 年代後半から沈静化しています。

○ 地下水汚染

地下水の汚染状況調査結果では、揮発性有機化合物、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過している地点があります。

(エ) 騒音・振動・悪臭

都市の過密化や規制緩和に伴う宅地化の進展による住工混在化、ライフスタイルの変化などにより、騒音、振動や悪臭の問題が発生してきました。

○ 環境騒音

北部の市街化調整区域や低層住居専用地域では、豊かな自然が残されており、人為的な騒音レベルは低くなっています。中部の商業系地域や住居系地域では、自動車や鉄道等の交通機関が主な音源となり騒音レベルは高く、南部の工業系地域や住居系地域では、工場や自動車が主な音源となり騒音レベルが高くなっています。

○ 自動車交通騒音・振動

騒音については比較的交通量の多い主要幹線道路で環境基準を超過している地点があります。振動については全ての地点で要請限度を満たしています。

○ におい環境

不快なにおい(悪臭)の発生源は、工場等からの排気臭や飲食店の調理臭など様々です。用途地域別の苦情発生件数は、住居系地域や工業系地域において多い傾向にあります。

(オ) 化学物質対策

ダイオキシン類調査(大気・水質・土壌)及び有害大気汚染物質モニタリング調査では、全地点で環境基準を満たしています。

(カ) その他生活に関する問題

建物の密集化などの都市化の進展に伴い、ヒートアイランド現象や日照障害、風害、共同住宅内の生活騒音などの環境基準が設定されていない市民の日常生活に関わる事項についても、問題となる場合があります。

(キ) 放射線量低減対策

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を把握するため、2011(平成 23)年 5 月末から、小中学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公園など市の施設における空間放射線量の測定を行っています。

この結果、市内における自然被ばく線量を除いた事故由来の追加被ばく線量は、1mSv(ミリシーベルト)/年未満を維持しています。

② 課 題

■ 生活環境の保全

- 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは毎年環境基準を超過しているため、引き続き常時監視し、高濃度時には住民に対して注意喚起を行っていきます。
- 下水道の整備や、水洗化の促進等の生活排水対策の推進を中心として、河川・海域等の公共用水域へ流入する汚濁物質の更なる低減が求められます。

⇒ 基本理念4：健康で安全に暮らせる環境を確保する

施策の分野：生活環境の保全（P46～48）

■ 安心・安全で快適な生活環境の整備

- より快適で住みよい環境を実現するために、良好な景観の保全・形成、総合的な治水対策の推進などの生活環境の整備を進めます。

⇒ 基本理念4：健康で安全に暮らせる環境を確保する

施策の分野：安心・安全で快適な生活環境の整備（P48～49）



ガーデニングボランティアの様子

第3章 計画の目指すべき方向

第1節 基本目標

(1)基本目標(市川市の将来環境像)

本計画は市川市環境基本条例に基づき、環境の現状と課題を踏まえ、本市の目指す将来環境像を次のとおり掲げ、これを本計画の基本目標とします。

『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』

本市は、先人達のたゆまぬ努力と地理的条件にも恵まれ、首都圏の中核都市として発展してきました。また、江戸川のゆったりとした流れと市街地のクロマツや斜面を覆う雑木林など、都心に近接しながら心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。

清らかな大気や水、多様な生態系、安定した気候など、恵み豊かな環境という基盤の上に私たちの日々の暮らしやその支えとなる事業活動は成り立っており、人と自然が共生していくことは、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。そして、将来、このまちに生まれてくる人々や集う人々に、この環境の恵みを引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年の様々な環境問題は、日常生活や事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因とされており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境問題は様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、行政のそれぞれが環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

私たちは、現在及び将来の市民の健康で文化的な活力あふれる生活を確保しつつ、環境の保全と創造に努め、身近に自然を感じる文化のまちをみんなで築いていきます。

(2)市川市環境基本条例の基本理念

市川市環境基本条例では、基本理念について次のとおり定めています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(3)市川市総合計画 2050 の将来都市像とまちづくりの基本目標

本計画の上位計画である市川市総合計画 2050 では、以下の将来都市像を掲げています。

『いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ
～住み続けたいまちを次世代へ～』

この将来都市像を実現するためのまちづくりの基本目標を、以下のとおり定めています。

基本目標1 誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり

基本目標2 いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり

基本目標3 変化に対応した快適な暮らしを支えるまちづくり

基本目標4 環境に優しい自然と共生したまちづくり

基本目標5 多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり

将来都市像及び基本目標の中では「いのち」や「環境と共生」がキーワードとされており、また基本目標4では「環境に優しい自然と共生したまちづくり」が掲げられていることから、かけがえのない自然や多様な生態系を保全するとともに、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立が求められています。

第2節 基本理念

本計画の基本目標及び市川市環境基本条例を踏まえ、次の5つを基本理念とします。

基本理念 1	地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する
地球環境	人々の活動に伴い排出された温室効果ガスを原因とする地球温暖化などの地球環境の問題は、環境に与える影響の大きさや深刻さから、現在及び将来の市民の生存基盤に関わる大きな問題です。 今後は地球温暖化対策をいっそう進め、市民・事業者・市が一丸となって二酸化炭素排出量が実質ゼロの脱炭素社会の構築を目指すとともに、深刻化する気候変動への影響に備えていかなければなりません。 私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球温暖化の防止と気候変動への備えを推進します。

基本理念 2	ごみの減量と資源化を推進する
資源循環・ 廃棄物	私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求するあまり、大量生産・大量消費型の経済社会活動を展開してきました。それにより大量廃棄型の社会が形成され、環境の保全と健全な物質循環を阻害し、地球温暖化等の様々な環境問題が発生しています。 私たちは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進することで天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を構築するとともに、廃棄物の適正な処理を確保します。

基本理念 3	うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する
自然環境	私たちは自然の多様性に恩恵を受けながら、発展を遂げてきました。しかし、他の生き物への配慮が思い至らないために、それらの生き物が生息できない環境にしてしまうことがありました。私たちは自然とふれあう場や機会の確保を通して自然環境への関心を高めるとともに、自然環境の保全再生を進めていく必要があります。 私たちは、うるおいのある水辺・緑地を保全し、その持続可能な利用を通じて人と自然とのつながりを形成します。

基本理念4	健康で安全に暮らせる環境を確保する
生活環境	私たちの日常生活や事業活動は少なからず環境に影響を与えています。こうした影響が環境の持つ自浄能力（自然の復元能力）を超えたことにより、都市生活型環境問題が起きていますが、これらの問題を改善するため、日常生活や事業活動において環境への負荷をできる限り低減することが求められています。さらには、景観や都市基盤施設を充実させることで、より良い環境を作り魅力ある街づくりを進めていくことも大切です。 私たちは、生活に関わる大気や水、土壌などを良好な状態に保全し、安全・安心で快適な生活環境の整備を進め、健康で安全に暮らせる環境を確保します。

基本理念5	環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する
協働	環境問題は、私たちの生活や事業活動の積み重ねによって生じることが多いため、一人ひとりが環境との関わりを理解することが大切です。また、お互いの価値観や立場を認め合い、力を合わせて、積極的に環境への影響について配慮するように行動することが重要です。さらには、これらの環境活動を人々のライフワークや地域経済の活性化につなげていくことが期待されています。 私たちは、環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進します。

これらの中で、基本理念1から基本理念4までは事象個別の分野に関わるものです。これらの全ての分野について関わるものとして、基本理念5の事象横断的な分野があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』という将来環境像の実現を目指していきます。

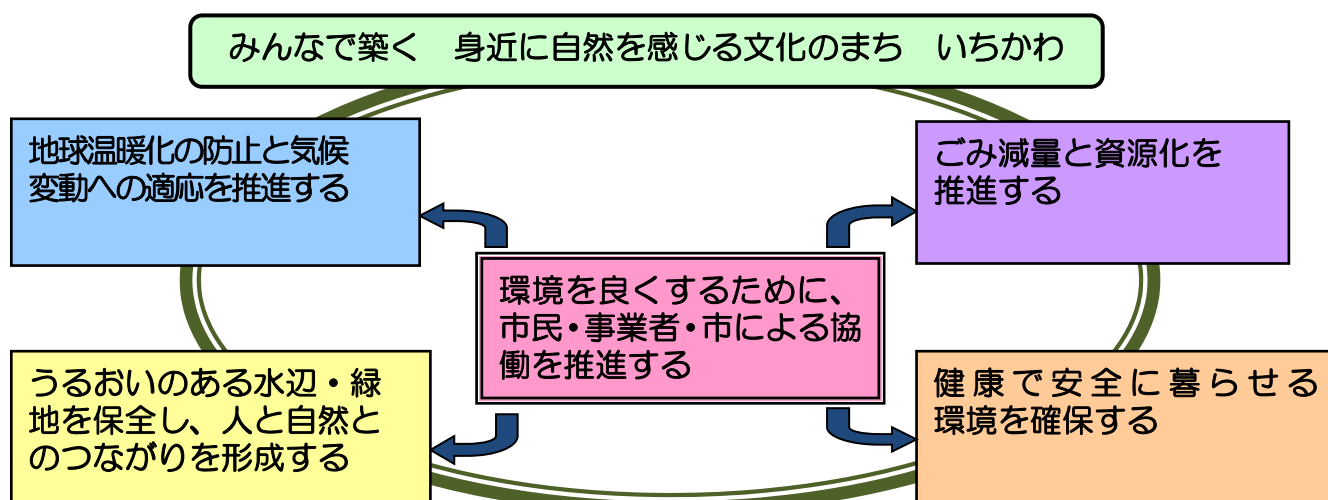
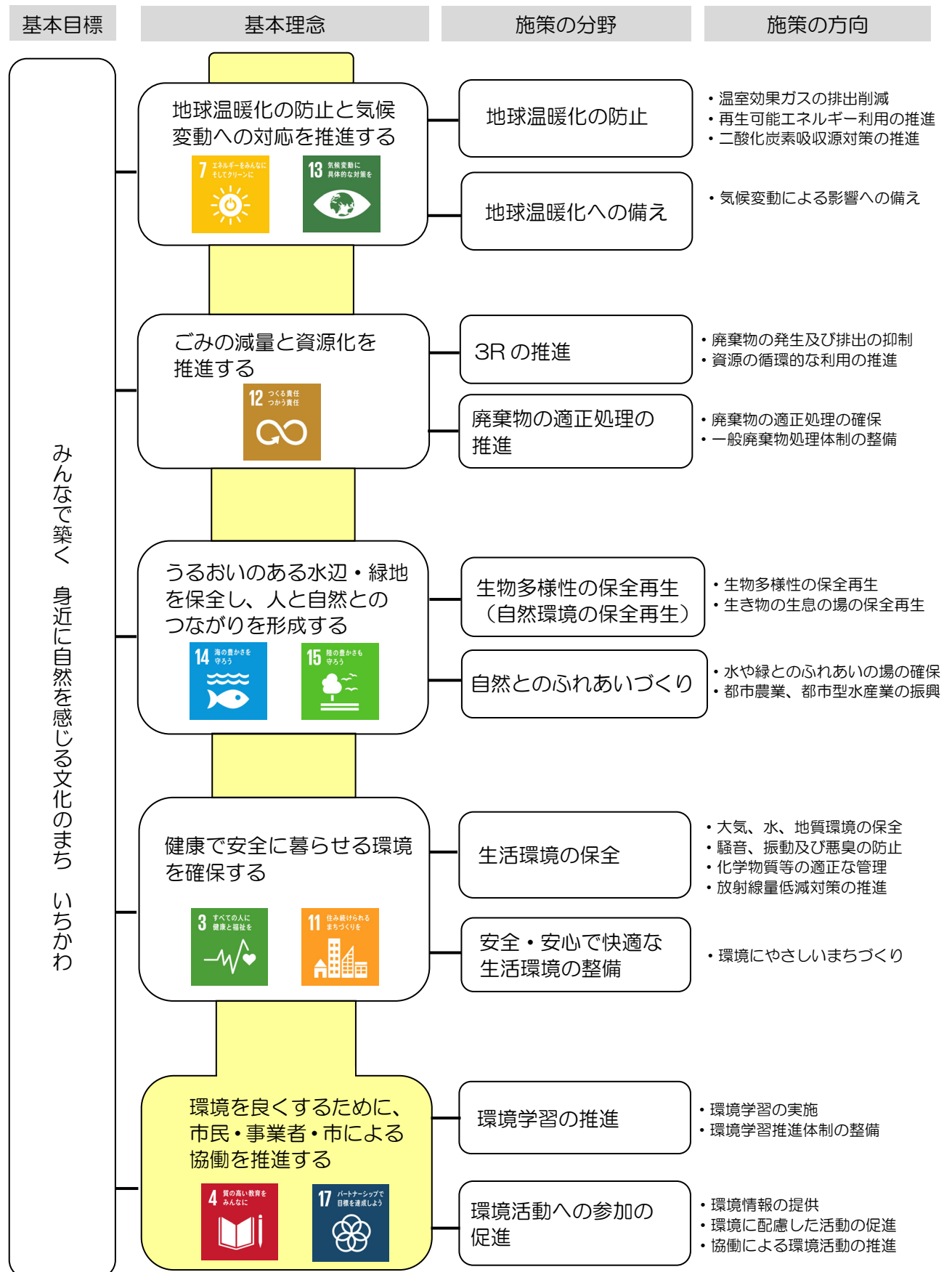


図3-1 基本目標と基本理念の関係のイメージ

第3節 計画の体系



第4章 施策の分野と方向

本章では、基本目標（将来環境像）を実現するための市の取り組みや市民・事業者の役割について、基本理念ごとに示しています。それぞれの施策の方向における取組内容のもとに、市民・事業者・市の各主体の協働により、『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』の実現を目指します。

【関連する SDGs の目標】



第1節 地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する

(1) 地球温暖化の防止

生活の豊かさを追求した経済活動が、地球温暖化という地球規模の環境問題を引き起こし、多様かつ深刻な影響をもたらしています。今後はエネルギー大量消費型のライフスタイルなどの見直しや、石油や石炭などの化石エネルギーから太陽光などの再生可能エネルギーへの転換を促し、持続可能な脱炭素社会を築いていく必要があります。

施策の方向	取組内容	
温室効果ガスの排出削減	○日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減を促進する ○電気自動車などの次世代自動車の普及促進や、公共交通の利用を推進する ○住宅やビルなどの建築物の省エネルギー性能の向上を促進する ○フロン類の排出を抑制し、適正に処理する	
	■ 市民の役割 - 日常生活における省エネルギーに取り組みます。 - 車を買替える際は、電気自動車などの次世代自動車を選びます。 - 住宅の断熱化を進めます。	■ 事業者の役割 - 事業活動における省エネルギーに取り組みます。 - 業務用の車に、電気自動車などの次世代自動車を導入します。 - 事業所や工場の断熱化を進めます。
再生可能エネルギー利用の推進	○太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用を促進する ○公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する	
	■ 市民の役割 再生可能エネルギー設備の設置に努めます。	■ 事業者の役割 再生可能エネルギーの利用や関連する製品・サービスの提供に努めます。

施策の方向	取組内容	
二酸化炭素吸収源対策の推進	○山林や斜面林等を保全する ○公園や公共施設内の緑化を推進する ○生垣設置や屋上緑化等による都市緑化を推進する ○森林保護に関する啓発を推進する	
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割
	・ 生垣、駐車場、壁面などの身近な緑化に努めます。	・ 屋上や壁面、事業所敷地内の緑化に努めます。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

① 温室効果ガスの排出削減

・ 公共施設を新たに建てたり改修したりする際には、建物の断熱化や、省エネに配慮した設備の導入に努めます。	環境部 施設を所管する各部
・ 電気自動車などの次世代自動車の普及や、自転車や公共交通機関の積極的な利用促進により、自動車使用における環境配慮を推進します。	
・ 日常生活や事業活動における環境への負荷を減らすため、啓発イベントの開催、環境学習の実施等により、省エネルギーの普及啓発を行います。	

② 再生可能エネルギーの利用推進

・ 学校等の公共施設において、太陽光発電設備や蓄電池等を導入します。	市長公室 環境部 施設を所管する各部
・ 市民及び事業者へ、太陽光発電設備や蓄電池の普及促進を図ります。	
・ 設立した地域新電力会社により、廃棄物発電の小売り事業をはじめとして、市内の様々なエネルギー関連事業に取り組みます。	
・ バイオマスなど、新たな再生可能エネルギーの利用について調査・研究を進めます。	

③ 二酸化炭素吸収源対策の推進

・ 二酸化炭素の吸収源となる緑地を保全するため、都市緑地として公有地化や、緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対しての支援を行います。	環境部 街づくり部
・ 街なかの緑化を推進するため、緑のカーテンや緑化助成制度の普及促進を図ります。	
・ 再生紙など、森林保全に関連する製品の購入等に率先して取り組みます。	

(2) 地球温暖化への備え

近年、気温の上昇や局地的豪雨等の極端な気象現象が増えるなど、地球温暖化がもたらす気候変動による様々な影響が顕在化しており、もはや気候危機と言っても過言ではありません。今後は地球温暖化の防止だけでなく、地球温暖化によって深刻化する気候変動にも備えていく必要があります。

施策の方向	取組内容	
気 候 変 動 に よる 影 響 へ の 備 え	○健康、災害、農業、漁業、自然生態系の各分野の気候変動による影響への備えを推進する	
	■ 市民の役割 ・熱中症や感染症予防など、身近にできる気候変動対策に努めます。 ・防災や減災に関する情報を収集し、活用します。	■ 事業者の役割 ・気候変動が自社の事業活動に与えるリスクを認識し、適切な対策を進めます。 ・防災や減災に関する情報を収集し、社内で情報共有を図ります。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

① 健康分野

・「熱中症警戒アラート」の発表日は防災無線等で市民への注意喚起を実施します。	保健部
・熱中症による健康被害を防止するため、Web ページ等で熱中症予防に関する情報の周知・啓発を実施します。	
・地球温暖化によりリスクの増加が予想される感染症対策に取り組めます。	
・救命講習会等の活動を通して、熱中症対策の必要性を啓発します。	消防局
・緑地の保全や創出、都市緑化対策により、街なかの暑熱環境を改善します。	街づくり部
・「熱中症特別警戒アラート」等の情報やクーリングシェルの指定状況を Web ページに掲載し、市民への周知を図ります。	環境部
・「熱中症特別警戒アラート」の発表日は防災無線等で市民への注意喚起の実施やクーリングシェルを指定します。	

② 災害分野

・減災マップや水害ハザードマップを配布し、減災の啓発に取り組めます。	危機管理室
・公共施設における再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置など、災害に強い自立分散型エネルギーの導入を推進します。	環境部
・雨量や河川の水位に係る情報を収集し、提供します。	下水道部
・内水対策としての下水道整備や、雨水が地表面から一気に河川に流れ込むのを抑制するための雨水貯留・浸透施設の設置により、防災機能を高めます。	

・洪水の軽減につながるよう雨水の流出抑制や災害時の延焼防止など、グリーンインフラとしての機能がある緑地環境を保全します。	街づくり部 下水道部
--	---------------

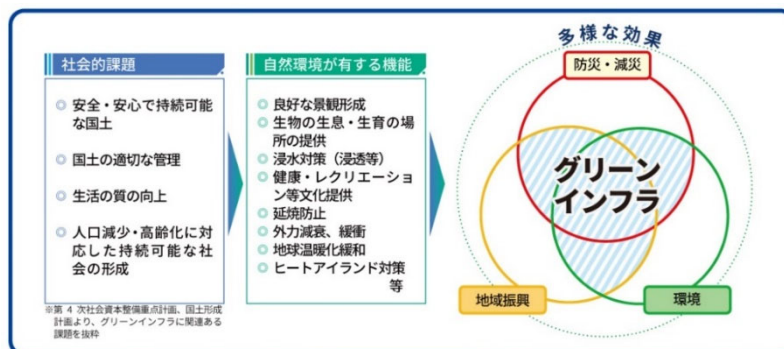
③ 農業・水産業・自然生態系分野

・農業における気象災害への対策を支援します。	経済観光部
・漁場に発生した青潮など、海況に関する情報を収集します	行徳支所
・市内生態系のモニタリング調査を実施します。	環境部

コラム ～グリーンインフラとは～

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることです。

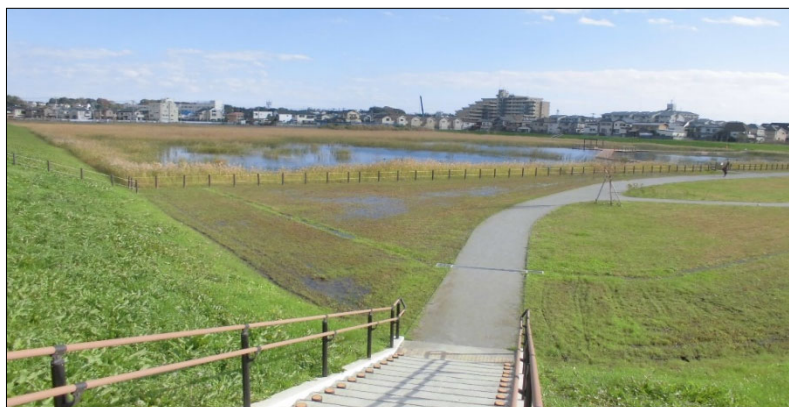
本市北部の国分川調節池緑地は、地域を洪水の危険から守るために、真間川流域の総合治水対策事業の一環として千葉県により造られた治水施設ですが、平常時は多様な自然と触れ合える憩いの公園となっており、グリーンインフラの一事例と言えます。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラのイメージ図（出典：国土交通省ホームページ）



国分川調節池緑地（下池）の様子



第2節 ごみの減量と資源化を推進する

(1) 3Rの推進

従来の大量消費・大量生産・大量廃棄型の経済社会活動は、資源の枯渇と廃棄物の最終処分場のひっ迫を招いています。廃棄物処理に伴う環境負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）を十分に行い、再使用（リユース）に努め、再生利用（リサイクル）できるものは、資源やエネルギーとして回収するという、3R（スリーアール）に関する取り組みの強化が求められており、健全な資源循環を確保することで環境負荷が低減され、快適な環境の創造につながります。

施策の方向	取組内容	
廃棄物の発生及び排出の抑制	○ライフスタイルの変革による廃棄物の減量（リデュース）を促進する ○再使用（リユース）を促進する ○事業系ごみの減量を促進する ○製造段階から廃棄物の減量や再資源化を考えたサイクルの構築を促進する ○廃棄物の発生を抑制する経済的手法を検討する	
	■ 市民の役割 ・ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。	■ 事業者の役割 ・事業系ごみの減量を推進します。
資源の循環的な利用の推進	取組内容	
	○資源回収を推進する ○製造・販売事業者による再資源化への取り組みを促進する ○事業系ごみの再資源化を促進する	
	■ 市民の役割 ・資源の回収に協力します。	■ 事業者の役割 ・事業系ごみの再資源化に努めます。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

- 燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装、ペットボトル、紙類、布類の分別排出の促進のため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。 - プラスチックごみの削減について広く市民に情報提供し、マイバッグやマイボトルの利用を促進します。 - 家庭から出る燃やすごみの組成の約3割を占める生ごみ削減のため、食べ残し等の食品ロスの削減、水切りやたい肥化の促進など、家庭でできる生ごみの減量対策を進めます。 - 生ごみ資源化の取り組みを検討します。	環境部
---	-----

・ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、家庭ごみ有料化制度の導入を検討します。	環境部
・ごみ減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。	

(2) 廃棄物の適正処理の推進

環境への負荷を減らすため、どうしても不要なものとして排出される廃棄物については、不適正な排出や不法投棄を防止し、効率性と安定性を確保した適正な処理を行う必要があります。

施策の方向	取組内容	
廃棄物の適正処理の確保	○家庭ごみの分別排出を促進する ○事業系ごみの適正処理を促進する ○廃棄物の排出ルールの周知を徹底する ○し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する	
	■ 市民の役割 ・資源物とごみの分別排出に協力します。	■ 事業者の役割 ・事業系ごみを適正に処理します。
一般廃棄物処理体制の整備	取組内容	
	○一般廃棄物の収集運搬体制の最適化を図る ○一般廃棄物処理施設の適切な施設運営を行う ○一般廃棄物処理施設の設備等の計画的な修繕・更新を行う ○次期クリーンセンターの建設計画を進める ○焼却灰等の再資源化と最終処分先の安定確保を図る	
	■ 市民の役割 ・廃棄物処理に関する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・廃棄物処理体制の整備に関する施策に協力します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

・排出ルールの周知等により、適正排出を推進します。	環境部
・排出者の役割、責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。	
・環境負荷の低減、コスト削減、市民の利便性向上のため、効率的な収集体制を検討します。	
・将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、1994（平成6）年から稼働を続けるクリーンセンターの建て替えに取り組みます。	

コラム ～海洋プラスチックごみ問題～

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されています。2016（平成28）年の世界経済フォーラムでは、2050年には海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超えると試算され、世界的な課題となっています。国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が閣議決定され、2020（令和2）年7月にはレジ袋有料化が義務づけられるなど、プラスチックごみの削減に向けた社会的な動きが加速しています。

本市においても、プラスチックごみが海洋汚染の原因となっていることを、広く市民・事業者へ情報発信して環境意識の向上につなげるとともに、3Rや分別の徹底等について周知・啓発を行っていきます。

マイクロプラスチックとは

- ・微細なプラスチックごみ（5mm以下）のことです。
- ・環境省においては、マイクロプラスチックによる海洋汚染の実態把握を推進しています。（日本周辺海域等における分布状況、マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量の把握）

【分類】

① 一次的マイクロプラスチック

マイクロサイズで製造されたプラスチック。洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に使用されているマイクロビーズなどで、排水溝等を通じて自然環境に流出してしまいます。

② 二次的マイクロプラスチック

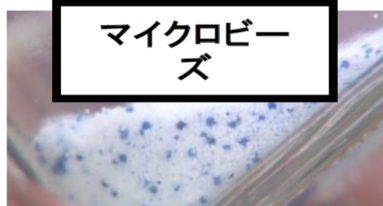
大きなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったものです。

海洋生物への影響

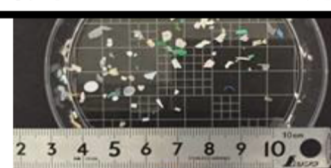


鯨の胃から発見された大量のビニール袋

マイクロビーズ



微細なプラスチック片



出典：プラスチックを取り巻く国内外の状況＜参考資料集＞（環境省）

コラム ～食品ロスの削減に向けて～

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。わが国では2017（平成29）年の1年間に約612万トンの食品ロスが発生したとされており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧援助量（平成30年で年間約390万トン）の約1.6倍に相当します。1人あたりに換算すると年間約50kgとなり、毎日茶碗一杯のご飯くらいの量の食べ物を捨てている計算になります。

食品ロスの削減に向け、本市では下記のような取り組みを実施しています。

（１）学校での食品ロス学習

小学校ではゴミや食品ロスについて学んでいます。さらに各校では、給食の残菜量を測り、献立作成に反映させています。また、残菜が多くなりがちな和食について、児童に郷土料理や出汁について伝えていく取り組みを行っています。

（２）フードドライブの普及促進

フードドライブとは、家庭で余った未開封・手つかずで、賞味期限が一定以上残っている食品を地域の福祉団体やフードバンクに寄付する活動のことです。市のイベント等においてフードドライブを開催し、市民等の協力で集められたレトルト食品やお菓子、缶詰などの食品を、市川市社会福祉協議会が行っている「いちかわフードバンク」に提供しています。

第3節 うるおいのある水辺・緑地を保全し、 人と自然とのつながりを形成する



(1) 生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)

私たちの暮らしは、自然環境から受け取る恵みにより支えられており、これらの恵みを将来にわたって享受するには、人と自然が共生する持続可能な社会を構築しなければなりません。

そのためにはまず、私たちの生活と生物多様性との関わりを知り、それを守ることの必要性を認識することが大切です。そして生物多様性に配慮した活動を実践し、生き物の生息空間である市内の緑地や農地などを守り育てていく必要があります。

施策の方向	取組内容	
生物多様性の 保全再生	○ 自然環境の実態を把握する ○ 地域固有の生物多様性を保全再生する ○ 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる ○ 生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を推進する	
	■ 市民の役割 ・日常生活と生物多様性の関わりについて理解を深めます。 ・生物多様性に配慮した行動を実践します。	■ 事業者の役割 ・事業活動と生物多様性の関わりについて理解を深めます。 ・生物多様性に配慮した事業活動を行います。
生き物の生息 の場の保全 再生	取組内容 ○ 緑地（山林、斜面林等）、農地を保全する ○ 水辺、湿地、干潟等を保全再生する ○ ピオトープなど自然環境の再生を図る ○ 湧水の保全対策を推進する	
	■ 市民の役割 ・生き物の生息環境の保全に協力します。 ・生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。	■ 事業者の役割 ・開発に際しては、自然環境に配慮します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

・市内の自然環境、生物多様性の保全状況やその推移を把握するため、生物多様性モニタリング調査等を実施します。	環境部 教育振興部
・広く地域の自然環境に対する関心と理解を高めるため、生物多様性についての理解を深める講座や観察会等を実施し、様々な情報提供や環境学習の機会や場を提供します。	

・緑地保全協定を締結している民有樹林地を保全します。	環境部 教育振興部
・千本公孫樹などの天然記念物や、絶滅危惧種であるイノカシラフラスコモ等を保護保全します。	
・外来生物対策として、アライグマの防除対策を実施します。	
・大町公園自然観察園の水辺環境の生態系を保全します。	経済観光部 街づくり部
・生物の生息、生育の場となる都市緑地等を保全します。	

(2) 自然とのふれあいづくり

身近な自然を大切にするとともに、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、人と自然との間に豊かな交流を保つことで、人々に潤いと安らぎがもたらされます。

さらに、緑地や水辺などの活用や都市農業・水産業の振興を通じて身近な自然の恵みを実感することで、体験を通して生物多様性についての理解も深めることができます。

施策の方向	取組内容	
水や緑とのふれあいの場の確保	○緑豊かな魅力ある公園等を整備する ○民有地や公共施設などの緑化を促進する ○動植物園、自然博物館、行徳野鳥観察舎等の利活用を進める ○巨木・クロマツの保全に配慮する ○川や海とふれあえる環境を整備する ○関係機関と連携して三番瀬の再生に努める	
	■ 市民の役割 ・公園等や河川敷の維持管理活動に協力します。	■ 事業者の役割 ・事業所敷地内の緑化を推進します。
都市農業の振興	取組内容	
	○減農薬・減化学肥料など環境に配慮した農業を推進する ○市川産農産物の普及など活力に満ちた農業を推進する ○市民農園などの運営を通して市民に親しまれる農業を推進する	
	■ 市民の役割 ・都市農業に対する理解を深め、地産地消を心がけます。	■ 事業者の役割 ・減農薬による農業を行います。 ・地産地消を推進します。
都市型水産業の振興	○水産物の生育保護の取り組みを促進する ○地元水産業を振興する	
	■ 市民の役割 ・地元の水産業に対する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・地元水産物の安定した供給に努めます。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

・身近に自然にふれあうことが可能で、自然散策や自然観察、環境学習などの場としても活用できる都市公園等の整備を進めます。 ・生垣助成事業、駐車場緑化助成事業、屋上等緑化助成事業の実施により、民有地の緑化を促進します。	経済観光部 街づくり部
・市民が土への親しみや都市農業への関心を深めることができるよう、市民農園等の体験農園事業を実施します。	経済観光部
・安定的な漁獲量を確保するため、ハマグリ増殖などの採貝業の振興や客土による漁場環境整備等、漁業協同組合の事業に対し支援を行います。 ・都市型水産業への理解と地元水産物の消費拡大を図るため、地元水産物のPR販売、魚のさばき方教室、いちかわ三番瀬まつり等の事業に対し支援を行います。	行徳支所

コラム ～生物多様性と私たちの暮らし～

（１）生物多様性とは

地球上には多種多様な生物がいて、お互いに影響を及ぼし合うことで生態系がつくられています。そして、同じ種類の生物の中にも様々な個性があり、この豊かな個性とつながりのことを「生物多様性」といいます。

（２）生物多様性から受ける恵み

私たちの暮らしは、呼吸に必要な酸素はもとより、食べ物、木材、繊維、医薬品など、生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っております。

また、人と自然とのふれあいは、レクリエーションや安らぎといった形で私たちの生活を豊かにしており、生物多様性が保たれることで、将来にわたって自然と共生する社会が実現できます。

一方で、生物多様性に対する理解や行動は十分に浸透していません。生活の中で自然にふれあう体験の場を通して、生き物のつながりについて理解を深めていくことが大切です。



コラム ～生物多様性モニタリング調査～

2014（平成 26）年 3 月に策定された「生物多様性いちかわ戦略」の進捗管理をするため、市内の自然環境・生物多様性の保全状況やその推移を把握することを目的に、下記の調査を実施しています。

① 市民等モニタリング

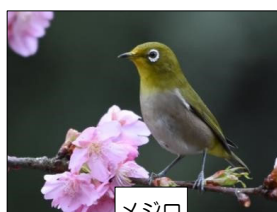
自然環境や生き物に興味を持つ市民等を募集して調査員として登録し、協働で調査を進めています。市が定めた指標生物 29 種を中心に、調査員が市内で発見した生物を市に報告してもらい、市の GIS「いichかわ生きものマップ」として公開しています。



② 鳥類ラインセンサス調査

市内の自然環境を「里山」「樹林地」「草原・水辺」の 3 つの環境に大別し、指標となる 6 種の鳥類（メジロ、ウグイス、セッカ、ヒバリ、コゲラ、アカゲラ）の生息状況を、継続的に調査しています。これらの鳥類が生息するためには、その餌となる昆虫等の生息環境が保全されている必要があるため、この調査により、生物多様性の状況を把握することができます。

【里山を好む種】



メジロ

【草原・水辺を好む種】



セッカ

【樹林地を好む種】



コゲラ



ウグイス



ヒバリ



アカゲラ

鳥類ラインセンサス調査で指標となる鳥類

第4節 健康で安全に暮らせる環境を確保する



(1) 生活環境の保全

私たちは、大気や水など周囲の生活環境が健全に保たれていることにより、健やかに暮らしていくことができます。もしそれらが汚染されれば、人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、回復も容易ではありません。快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

本市の良好な生活環境を将来に引き継ぐため、大気や水、土壌などを良好な状態に保持します。

施策の方向	取組内容	
大気環境の保全	○工場などの固定発生源に対する規制・指導を行う ○自動車などの移動発生源対策を促進する ○大気環境における監視体制の最適化を図り、情報提供を行う	
	■ 市民の役割 ・自家用車の利用を控えるよう努めます。	■ 事業者の役割 ・大気汚染物質の排出抑制に努めます。
水環境の保全	○工場などからの排水に対する規制・指導を行う ○生活排水対策を推進する ○水環境の監視体制を充実し、情報提供を行う	
	■ 市民の役割 ・下水道への接続など、家庭でできる生活排水対策を実践します。	■ 事業者の役割 ・事業系排水の適正な処理を行います。
地質環境の保全	○工場などの土壌汚染対策に関する規制・指導を行う ○地下水の調査と採取に関する規制・指導を行う ○地盤沈下や地下水汚染の実態を把握する	
	■ 市民の役割 ・地質環境の保全に関する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・有害物質の土壌への漏洩防止に努めます。

施策の方向	取組内容	
騒音、振動及び 悪臭の防止	○工場などからの騒音、振動及び悪臭に対する規制・指導を行う ○建設作業における騒音や振動に対する規制・指導を行う ○道路交通における騒音や振動の調査を充実する ○日常生活から発生する騒音や振動及び悪臭について近隣へ配慮する	
	■ 市民の役割 ・日常生活から発生する音や臭いについて近隣に配慮します。	■ 事業者の役割 ・事業活動や建設作業において、騒音、振動や悪臭の低減に努めます。
化学物質等の 適正な管理	○化学物質等の使用及び排出の実態を把握し、適正な管理についての助言や指導を行う ○化学物質等に関する情報を提供し、リスクコミュニケーションの推進を図る	
	■ 市民の役割 ・化学物質に関する正しい知識を身に付けます。	■ 事業者の役割 ・化学物質の排出量の削減に努めます。
放射線量低減 対策の推進	取組内容	
	○空間放射線量等の調査を実施し、結果を公表する ○公共施設などの放射線量の低減対策を必要に応じて実施する ○今後の動向等を踏まえ、取り組みを見直す	
	■ 市民の役割 ・市の取り組みに協力します。	■ 事業者の役割 ・「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に沿った取り組みに協力します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

・大気環境については、一般環境測定局と自動車排出ガス測定局により常時監視を行うとともに、情報の提供を行います。 ・光化学オキシダントについては、日差しの強まる春から夏に濃度が高くなる傾向があるため、4月から10月に監視体制を敷きます。 ・建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等の作業についての規制を実施します	環境部
・水環境については、真間川、国分川、春木川、大柏川などの河川に加え、海域において水質調査を実施し、情報の提供を行います。 ・工場や事業場等の排水水の監視・指導を行います。	
・地質環境については、市域の地下水汚染の状況調査を実施するとともに、土壌汚染対策法及び市条例に基づき工場等に汚染状況の調査を指導します。	

・騒音、振動や悪臭に関する調査や指導を行います。 ・騒音・振動については、自動車交通に関する調査の結果、一定の限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、道路管理者や千葉県公安委員会に対して対応を要請します。 ・悪臭については、工場・事業場などの事業活動に伴って発生する悪臭に対し、調査や規制基準に基づく指導を行います。	環境部
・化学物質対策については、ダイオキシン類等の有害化学物質の調査を実施します。 ・化学物質に関する情報を分かりやすく提供します。	
・東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質が生活環境に及ぼす影響については、状況把握のため空間放射線量の定点測定等を引き続き実施します。 ・「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に基づき、追加被ばく線量1mSV/年末満を維持します。	

(2) 安心・安全で快適な生活環境の整備

より良い環境をつくり、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく上では、大気環境や水質環境といった生活環境の保全に加え、市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成、下水道の整備、総合的な治水対策の推進、交通の円滑化（交通渋滞の緩和）などにおいて、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進めていくとともに、ヒートアイランド現象や日照問題、風害、環境美化にも対応していくことが求められています。

環境の創造に配慮した視点から、安心・安全で快適な生活環境を整備します。

施策の方向	取組内容	
環境にやさしいまちづくり	○緑や水を生かした景観を形成する ○暮らしと調和する景観を形成する ○下水道の整備を推進する ○下水道未整備区域において合併浄化槽への転換を推進する ○水洗化を促進する ○雨水排水施設の整備など浸水対策を推進する ○保水・遊水・貯留浸透機能の向上を促進する ○道路網の整備など円滑な交通処理の実現を図る ○公共交通の利用を促進する ○歩行空間及び自転車走行空間の確保を図る ○環境美化の推進を図る ○生活環境に影響を及ぼす新たな問題について調査・研究を進める	
	■ 市民の役割 ・環境に配慮した街づくりに対する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・地域の景観づくりに協力します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

・市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成を図ります。	街づくり部
・ガーデニングシティいちかわを推進します。	街づくり部
・下水道の整備を進めます。	街づくり部 下水道部
・水害のない安全なまちづくりのため、総合的な治水対策を推進します。	
・街なかの緑化により、緑あふれるまちづくりを進めます。	
・交通の円滑化と安全で快適な歩行空間を確保するため、都市計画道路の整備等を行います。	道路交通部
・市民マナー条例を推進し、市民の生活環境の向上や環境美化を進めます。	市民部

コラム ～水と緑の回廊マップ～

本市には、公園や緑地、水辺空間といった空間が多く残されています。これらはヒートアイランドの防止や生態系保全等、環境面でも様々な機能があるほか、見る人に安らぎをもたらすなどの心理的な効果もあります。

公園や水辺を多くの人に知ってもらうため、本市では「水と緑の回廊マップ」を作成し、市内の水と緑の拠点をつなぐ散策コースを示しています。市川市の魅力を再認識しながら、自然豊かな緑の中をゆっくり散策してみたいはいかがでしょうか。

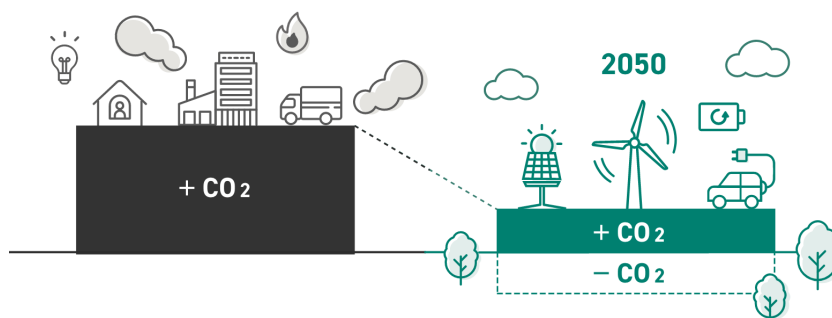
コラム ～カーボンニュートラルと脱炭素先行地域～

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、カーボンニュートラルの実現に向け、政府は、目標達成を20年前倒しで実施するモデル地域である「脱炭素先行地域」を100か所選定することとしています。

本市は、2025年5月に第6回脱炭素先行地域に選定され、脱炭素と子育て世帯の定住促進を目指し、賃貸集合住宅等での省エネ・創エネの取り組みを進めています。



出典：「環境省 脱炭素ポータル」ホームページ

第5節 環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する

【関連するSDGsの目標】



(1) 環境学習の推進

身近な自然や地球環境を守り、持続可能な社会を構築していくためには、市民や事業者の環境に対する意識を高め、自発的かつ積極的な行動を起こしていくことが大切です。そのためには、子どもたちに限らず、多くの世代の人が環境について学習できる機会を提供する必要がある、学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる人材の育成が欠かせません。

事業者は環境に配慮した商品やサービスを提供し、消費者にはそのような商品やサービスを積極的に選び、需要を作り出す消費行動が求められています。また、市には事業者・消費者のこのような行動を促進していくため、必要な情報を伝えていくことが重要です。

施策の方向	取組内容	
環境学習の実施	○学校教育における環境学習を充実する ○地域での活動を通じた環境学習の充実を図る ○SDGsを意識した環境学習を推進する	
	■ 市民の役割 ・生活と関連する様々な環境問題について学びます。	■ 事業者の役割 ・事業活動と関連する様々な環境問題について学びます。
環境学習推進体制の整備	取組内容 ○環境学習に関する支援体制を整備する ○環境活動の指導者づくりを推進する ○環境学習から自主的な環境活動への進展を促進する	
	■ 市民の役割 ・環境活動を実践するための知識を身に付けるよう努めます。	■ 事業者の役割 ・環境活動を支援できる人材等を養成し、環境学習の推進に貢献します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

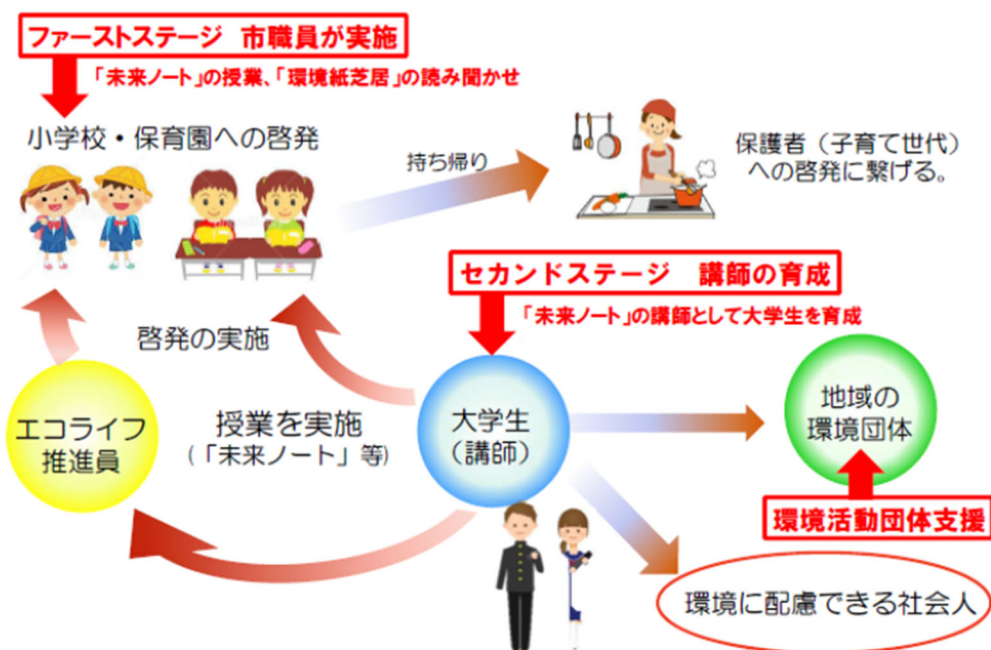
・環境学習において、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の視点を踏まえ、SDGsのゴールと紐づけた学習を実施します。	環境部 教育振興部
・市内の自然環境にふれ、身近な自然から生物多様性について考えられる「自然環境講座」を実施します。	
・学校における総合的な学習の時間で、地球温暖化問題や食品ロス削減など廃棄物に関するテーマの出前授業等を実施します。	
・市民の自主的な環境活動を支援します。	
・いちかわこども環境クラブの活動支援のため、環境情報や環境学習の場を提供します。	
・農業・稲作の体験事業である「^{こめ}とく^らぶ」を実施します。	

コラム ～戦略的環境学習～

本市では環境学習の一環として、小学４年生を対象とした、環境学習教材「未来ノート」を活用した地球温暖化に関する出前授業や、保育園児を対象とした、「環境紙芝居」の読み聞かせを行っています。

これらの取り組みは「戦略的環境学習」として、子ども自身の意識の向上と併せ、子どもが学んだことを保護者へ伝えることによる波及効果も期待しています。

なお、講師は市の研修を受けた環境活動推進員（市民）や千葉商科大学の学生が務めており、教わる側だけでなく、教える側の市民や学生の環境配慮意識の向上にも繋がっています。



(2) 環境活動への参加の促進

環境活動の輪を広げるためには、環境と社会や暮らしとのつながりを実感する体験学習の実施や情報の提供、市民活動団体との連携・支援等が大切です。

市民、事業者、行政などがより良い環境の実現に向けて協力し合うパートナーシップ社会を構築して、人と人とのつながり強化や地域の活性化を目指し、さらなる環境活動への参加の促進と活性化が望まれます。

施策の方向	取組内容	
環境情報の提供	○環境に関する情報を収集・整理する ○環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく提供する ○市民・事業者と環境に関する情報の共有を促進する	
	■ 市民の役割 ・広報紙や Web ページの環境情報を活用します。	■ 事業者の役割 ・環境に関する情報の収集や自社の環境への取り組みの周知に努めます。
環境に配慮した活動の促進	○環境に配慮したライフスタイルを促進する ○環境に配慮した事業活動を促進する ○地域での環境保全活動への参加を促進する ○グリーン購入の促進など、環境配慮型市場の拡大を図る	
	■ 市民の役割 ・環境配慮型の製品やサービスの購入など、環境に配慮したライフスタイルに取り組みます。	■ 事業者の役割 ・環境配慮型の製品やサービスの提供などを通して、事業活動における環境負荷の低減に努めます。
協働による環境活動の推進	○市民活動団体への支援を行う ○市民活動団体などの交流や連携を促進する ○参加型の環境に配慮した活動を促進する	
	■ 市民の役割 ・市民活動団体の環境活動への理解と協力を努めます。	■ 事業者の役割 ・環境イベントに参加し、他団体等との連携を図ります。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

① 環境情報の提供

・市民や事業者幅広く環境情報を提供するため、「市川市環境白書」の発行、広報紙、Web サイト、SNS 等の活用を図ります。 ・市と環境の保全に関する協定を締結している事業者等に対し、情報提供や情報交換の機会の提供等の支援に取り組みます。	環境部
---	-----

② 環境に配慮した活動の促進

・様々な環境問題に対し、市民目線での啓発を行うため、環境活動推進員及びじゅんかんパートナーの各制度を活用します。 ・製品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより小さいものを購入するグリーン購入に取り組みます。 ・森林環境譲与税を活用して木材を用いた製品を購入するなど、国内の木材利用を推進することで、植林・育成・伐採・利活用による森林の循環利用を促して健全な森林を育成し、環境負荷を低減します。	環境部
---	-----

③ 協働による環境活動の推進

・事業者及び市民が広く環境への関心と理解を深めるため、いちかわ環境フェアを開催します。 ・市民、事業者、関係団体、市で構成する市川市地球温暖化対策推進協議会による様々な啓発活動（講演会・イベント）を開催します。 ・市民の自発的な環境保全活動を推進するため、環境活動団体の日頃の取り組みについての発表の場の提供など、支援を行います。	環境部
---	-----



環境紙芝居の読み聞かせの様子



いちかわ環境フェア 2025 の様子

第5章 環境に配慮した具体的行動

市川市が目指す基本目標及び基本理念の実現には、市が取り組む施策を充実させるだけでなく、一人ひとりの市民の日常生活や事業活動において、環境への配慮や環境保全・創造に向けた行動を実践していくことが必要です。

私たちの日常生活や経済活動により、少なからず環境への負荷が生じています。進行しつつある気候変動など環境問題への危機感を共有し、行動を起こすことで、環境負荷の低減に取り組みましょう。

第1節では市民・事業者の皆様に取り組んでいただきたい「明日から始められる」具体的な取り組みの例を示しましたので、日々の様々な場面でいくつ実践できているか確認してみましょう。

また第2節では、すぐに取り組むことが難しい内容であっても、近い将来に実践していただきたい取り組みの例を記載しましたので、日常生活や仕事の場面で意識していただければ幸いです。

第1節 明日から始められること

(1)市民の取り組み

■ 自宅でできること

本市では、人口・世帯数ともに年々増加しており、家庭でのエネルギー消費量やごみ排出量が今後も増えやすい状況にあります。一人ひとりの心がけ次第で、環境へ与える影響の軽減に貢献することができ、家計の負担を減らすことにもつながります。

ここに示す例に加えて、皆さんが生活の中で気づいたことにも積極的に取り組んでみましょう。

【省エネを意識して行動する】

- ・環境への負荷の少ない生活（58 ページの省エネチェック表参照）の行動を心がけ、日常生活のエネルギー使用量を減らす。
- ・早寝早起き等の自然の摂理に従った生活を心がけ、エネルギー使用量を減らす。



【生活に伴うごみを減らす】

- 調理の時には残っている食材を上手に活用し、食べきれぬ量を調理する。
- 食品を保存する時には適切な保存方法により、食品を長持ちさせる。
- 生ごみの水切りをする。
- ごみを捨てる際は、例えばプラスチック製容器包装、ペットボトル、紙類等の資源物を分別し、リサイクルに協力する。
- 小型家電等の資源回収に協力する。
- 食品トレーや紙パック等の資源物の店頭回収を利用する。
- リユースショップを活用し、使わなくなったものを売る。



【自然環境へ興味を持つ】

- 大人から子供に、生物とふれあった体験を話し、興味を持ってもらう。
- 身近な自然環境や自然の恵みについて、家族で話す。



■ 外出の際にできること

通勤、買い物、旅行などで、私たちは自動車を使うことがありますが、家庭から排出されるCO₂の4分の1は自動車に由来しています。エコな移動により、外出時のエネルギー使用量の削減に加え、健康の増進や渋滞の緩和にも貢献できます。

- なるべく公共交通機関や自転車を利用し、自家用車を使わないようにする。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを実践する。



■ 買い物のときにできること

私たちは日々、購入した物やサービスを消費して暮らしています。商品が市場に投入されてから寿命を終えるまでのライフサイクルの過程では、資源の過剰採取、自然破壊、温室効果ガスの排出など様々な環境問題が発生しており、消費者としてそれらを自覚して選択と行動を実践することが重要です。

買い物をする際は、安全で安心な素材の選択や製造のプロセス、途上国における待遇等の社会的な課題も視野に入れて配慮し、倫理的に正しい消費（＝エシカル消費）を心掛けることで、環境への負荷を低減できるだけでなく、製品を提供している事業者に消費者としての意思を示すことができます。

【環境への負荷の少ない商品等を購入する】

- ・地産地消を心掛け、旬の食材を買う。
- ・環境ラベルの付いた文房具や、フェアトレードマークの付いた食品や衣類等を選ぶ。



【買い物で出るごみを減らす】

- ・マイバッグを持参し、レジ袋の使用を削減する。
- ・過剰包装の商品を買わない。
- ・マイボトルを活用し、ペットボトル飲料の購入を減らす。
- ・プラスチック製の使い捨てスプーン・コップ・お皿はなるべく買わない。
- ・食材を無駄にしないよう、食料品の買い方を工夫する。
- ・フリーマーケットやリサイクル店等を活用する。
- ・詰め替え可能な商品や、使い捨てでない長く使える商品を優先的に選択する。
- ・必要以上に購入せず、廃棄の際はリユースに努める。



(2)事業者の取り組み

■日々の事業活動でできること

企業活動に伴う資源・エネルギーの使用や廃棄物の排出による環境への負荷を軽減するため、まずはオフィスでの日常業務にあたり、従業員一人ひとりが環境に配慮した取り組みを実践することが重要です。

ここに示す例に加えて、業務を行う中で気づいたことにも積極的に取り組んでみましょう。

【省エネを意識して行動する】

- ・社員一人ひとりが省エネチェック表（58 ページ）の行動を心がけ、オフィス等でのエネルギー使用量を減らす。
- ・資材や商品を買う際は、グリーン購入を心がける。

【事業活動に伴うごみを減らす】

- ・紙の裏面利用や両面印刷を心がけ、使用枚数を減らす。
- ・使用後の紙はリサイクルする。
- ・事務用品等は詰め替えをして長く使用する。
- ・不要になった備品等は、必要とする他の部署に譲る。
- ・ごみを捨てる際は、リサイクルを意識して分別に協力する。



■外出の際にできること

運輸業はもちろん、全ての業種において、事業活動による自動車使用に伴うエネルギー使用を減らしていくことは、環境負荷の低減だけでなく、運送コストの削減にもつながります。まずは下記の取り組みを実践してみましょう。

- ・なるべく公共交通機関を利用し、業務用自動車を使わないようにする。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践する。
- ・物資の効率の良い配送や運送に努める。



省エネチェック表

〈市民の取り組み〉

チェック項目	
1	お湯を沸かすときは水を適量にしている。
2	家電製品を使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜く。
3	シャワーを使うときや食器を手洗いするときは、必要以上の水を出さない。
4	温水洗浄便座の設定温度を低めにする。
5	冬以外は暖房便座機能を使用しない。
6	電化製品を買い替えるときは、省エネ製品を選ぶ。(LED 照明への交換等)
7	台所、洗面所等で使うお湯の温度を低めにする。
8	炊飯器の保温機能をなるべく使用しないようにする。
9	外の明るさに応じて照明の明るさを調整する。
10	冷蔵庫の中に物を詰めすぎない。
11	家族が続けて入浴するようにする。
12	冷蔵庫の温度設定を夏は「中」以下、他の季節は「弱」にする。
13	冷蔵庫を開けている時間を短くする。
14	空調機器のフィルターを定期的に清掃する。
15	インターネット通販等の宅配物は、宅配ボックスを利用するかコンビニや郵便局止まりにする。(再配達削減)

〈事業者の取り組み〉

チェック項目	
1	LED 照明に交換し、照明が不要な箇所は消灯する。
2	パソコンを使用しないときは、電源を切る。
3	クールビズ・ウォームビズを実施し、冷暖房の温度を適正に設定する。 (冷房 28℃、暖房 20℃)
4	オフィス機器を買い替える時は、省エネ製品を選ぶ。 (省エネプリンターへの交換等)
5	エレベーター使用の際に、2 階上がる、3 階下りる程度であれば階段を利用する。 (2 アップ 3 ダウン運動の実施)
6	空調機器のフィルターを定期的に清掃する。

コラム ～COOL CHOICE（クールチョイス）の推進～

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、温室効果ガスの排出量削減のため、「製品の買い替え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという、国民運動のことです。

家庭における消費電力の内訳は、冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンなどの家電が占めている割合が多いため、これらを省エネ家電に買い替えることで CO₂ 排出量の削減につながり、電気代もお得になります。

環境省が運用している省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」では、家庭における代表的な家電製品を対象に、省エネ製品の買い替えによるランニングコストの低減効果や CO₂ 削減効果などを簡単に計算・把握できますので、ぜひ使ってみて下さい。



「しんきゅうさん」ホームページ（出典：環境省）

第2節 近い将来実践していただきたいこと

(1)市民の取り組み

■日常生活で取り組んでいただきたいこと

第1節では、日常生活の中ですぐに始めやすい行動例を記載しました。ここでは「省エネ」だけでなく、エネルギーを創り出す「創エネ」や、貯めたエネルギーを必要に応じて利用する「蓄エネ」の観点等を加え、実践していただきたいことを挙げました。

これらの項目はすぐに実践するのは難しいかもしれませんが、環境への負荷をさらに減らすために重要な取り組みです。

【エネルギーを創る。エネルギーを賢く使う。】

- 太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、HEMS などのスマートハウス関連設備を導入する。
- 住宅の遮熱・断熱性能を高める。
- 電力会社を選ぶ時は、再生可能エネルギーによる発電の割合が高い事業者にする。
- 古い家電は、省エネ性能の高い新しいものに買い替える。
- 車を買う時は、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代自動車を選ぶ。
- カーシェアリングを利用する。
- 夏場の冷房にかかるエネルギー使用量を削減するため、ツル性植物で「緑のカーテン」を作る。



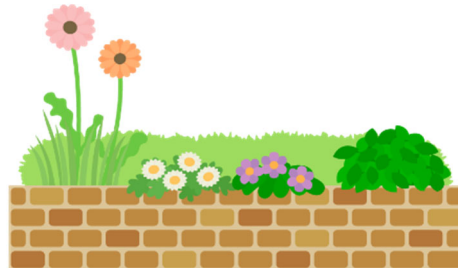
【3R をさらに推進する】

- 生ごみ処理機（コンポスト）を用いて、家庭から出る生ごみをたい肥化する。
- 一人ひとりが「もったいない」の意識を持ち、未開封・手つかずの食品で、賞味期限が一定以上残っている食品はフードバンク等に寄付することで、食品ロスをなくす。



【水や緑を活かす】

- 生垣や庭木、花壇等の身近なみどりを育てる。
- 見た目にも涼しげで快適な緑のカーテンを設置し、室内や周辺の温度上昇を抑える。
- 雨水貯留浸透施設を設置し、雨水の利用を進める。
- 下水道への接続や下水道整備の推進、水洗化の促進を進める。



■自宅以外で取り組んでいただきたいこと

環境に配慮した生活というと、自宅を中心とする生活の中での行動を思い浮かべるかもしれませんが、自宅以外でできることも多くあります。特に、生物多様性（自然環境）について理解を深め行動につなげるには、小さい頃から自然とふれあう「体験」を通した学びが重要です。

- 環境に関する講座や自然観察会などのイベントに参加し、身近な自然について学ぶ。
- 花や緑のボランティア活動に積極的に参加する。
- 旅行先で、山・川・海等の自然に親しむ。
- 農業や漁業、キャンプ等を小さい頃から体験し、自然にふれあう。



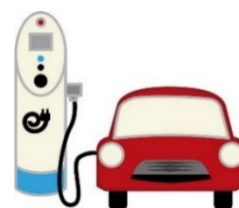
(2)事業者の取り組み

■事業所内で取り組んでいただきたいこと

事業所においても、「省エネ」に加えて、エネルギーを創り出す「創エネ」や貯めたエネルギーを必要に応じて利用する「蓄エネ」を意識し、一歩進んだ対策を進めることが大切です。

これらの取り組みは長期的に見れば、エネルギー使用が減ることでランニングコストの削減に繋がります。

- ・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの設備や、蓄電池等の自立分散型エネルギーを導入する。
- ・業務用自動車を買う替える時は、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車やプラグインハイブリッド車を選ぶ。
- ・事業所や工場等の遮熱・断熱性能を高める。
- ・BEMS や FEMS を導入し、エネルギーの適切な管理を行う。
- ・屋上緑化や壁面緑化、生垣設置等、事業所敷地内の緑化を進める。



■製品・サービスの提供にあたって取り組んでいただきたいこと

企業活動の結果生み出される製品やサービスを提供する上で環境への負荷を減らすことは、消費者の行動とも相まって連鎖的な環境改善が推進されます。

ここに示す例に加えて、業種ごとにサプライチェーン及び商品のライフサイクル全体を意識して取り組みましょう。

- ・消費者が必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める。
- ・消費期限が近づいたものは割引販売にするなどして、食品ロスの削減に努める。
- ・買い物客のマイバック持参を促すような、レジ袋の使用削減に向けた取り組みを進める。
- ・梱包材の量は最小限にし、リサイクルできる梱包材を用いる。
- ・環境に配慮した製品の開発など、技術革新にチャレンジする。
- ・商品の受け取り場所についてはコンビニや郵便局も可能とすることや、共同住宅等への宅配ボックスの設置の促進等により、再配達による温室効果ガスの排出を抑制する。



■働き方に関して取り組んでいただきたいこと

労働生産性を向上させ長時間労働を是正することで、エネルギーや資源の使用量の減少に繋がります。事業所での「働き方改革」に積極的に取り組みましょう。

- 在宅勤務の導入により、業務に伴う移動を減らす。
- コンビニエンスストア等の長時間営業を見直す。
- ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える。



■その他

企業が持続的に成長していくためには、自社の利益を追求するだけでなく、社会的責任（CSR）に係る取り組みを継続的に推進して地域社会へ貢献し、その活動を周知することで、賛同する企業を増やしていくことも大切です。環境分野においては、例えば下記のような活動が考えられます。

- 事業活動に伴う環境負荷の状況や、環境保全活動等の実施状況について、積極的に情報公開する。
- 従業員研修の実施による環境意識の向上や、社会貢献活動の一環としての地域での環境学習の機会を提供する。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加し、環境学習の活動を支援する。



第3節 環境に関連する支援制度・補助金

本市では、環境に配慮した行動の推進のために、以下の支援制度・補助金等を設けています。本章第2節の「近い将来実践していただきたいこと」に掲載している行動は、その実施にあたり費用を要するのが多いため、これらの活用もご検討下さい。

① 地球環境（地球温暖化の防止）

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	スマートハウス関連設備導入費補助金	総合環境課
	住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）等のスマートハウス関連設備を設置した者に、その費用の一部を補助するもの。	
2	住宅断熱改修促進事業補助金	街づくり整備課
	住宅の断熱性能（窓、ドア、壁・床・天井）が向上する改修工事をした者に、工事費の一部を助成するもの。	
3	電気自動車等導入費補助金	総合環境課
	電気自動車、電動バイク及びV2H充放電設備を導入した市民、事業者に対し、その費用の一部を補助するもの。	
4	省エネ・創エネ設備設置費等補助金	総合環境課
	事業所等の省エネ改修や太陽光発電設備等の創エネ・省エネ設備を設置した中小事業者等に、その費用の一部を補助するもの。	
5	低炭素建築物認定制度	建築指導課
	「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」で定める低炭素建築物の認定を受けると、税制優遇などの措置を受けることができるもの	
6	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	固定資産税課
	一定の省エネ改修工事（窓の改修工事、床・天井・壁の断熱改修工事）を行った住宅について、固定資産税を軽減するもの。	
7	生垣助成制度	公園緑地課
	市街地における緑化と災害に強い街づくりの一環として、生垣を設置する者にその費用の一部を助成するもの。	
8	屋上等緑化助成制度	公園緑地課
	ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然環境の創出を図るため、建築物の屋上や壁面などを緑化する者に、その費用の一部を助成するもの。	
9	駐車場緑化助成制度	公園緑地課
	ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然環境の創出を図るため、駐車場を緑化する者に、その費用の一部を助成するもの。	

② 地球環境（地球温暖化への備え）

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	農業用灌漑用水設備設置事業補助金	農政課
	灌漑用井戸及びその付帯設備を設置する事業にかかる経費に対し、補助を行うもの。	
2	防鳥網等設置事業補助金	農政課
	鳥等の食害及び降ひょうなどの気象災害から農産物を保護するための防鳥網または防災網を設置する事業にかかる経費に対し、補助を行うもの。	

③ 資源循環・廃棄物

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	コンポスト容器等購入費補助金	清掃事業課
	家庭から出る生ごみの減量・資源化を促進するため、コンポスト容器等（生ごみたい肥化容器、ミニ・キエーロ）を購入する者を対象に、購入費の一部を補助するもの。	
2	園芸用廃プラスチック処理事業補助金	農政課
	農業生産に伴い廃棄される園芸用廃プラスチックを適正に処理する事業にかかる経費に対し、補助を行うもの。	

④ 自然環境

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	減農薬栽培推進事業補助金	農政課
	殺虫剤の散布回数を減らすための減農薬資材を導入する事業にかかる経費に対し、補助するもの。	
2	市民農園開設等支援事業補助金	農政課
	農地の所有者が市民農園を開設する場合に、その整備事業、市民農園に設備を設置する事業及び市民農園の利用者の交流の促進を図るための事業に係る経費に対し、助成するもの。	
3	浅海養殖事業補助金	臨海整備課
	ハマグリ の安定した生産量を確保するため、ハマグリ の稚貝を放流し、生産性の向上を図る事業に対し、補助するもの。	
4	ノリ漁場油濁監視事業補助金	臨海整備課
	ノリ漁場における油濁被害を防止・軽減する事業に対し、補助するもの。	

⑤ 生活環境

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	雨水浸透・小型貯留施設等助成制度	河川・下水道管理課
	都市型水害の軽減や雨水の有効活用、地下水の涵養のため、住宅等に雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置する者に、設置に要する費用の一部を助成するもの。	
2	高度処理型浄化槽設置費補助金制度	河川・下水道管理課
	下水道の整備が当分の間（7 年以上）見込まれない地域で、自己が居住するための住宅に既存の単独浄化槽、またはくみ取り便所から転換して、10 人槽以下の高度処理浄化槽を設置する者に、その設置や撤去に係る費用を補助するもの。	
3	私道下水道管渠敷設工事助成	河川・下水道管理課
	一定の要件に該当した私道に対して、下水道敷設工事費の全額を予算の範囲内で助成するもの。	

※ 掲載している助成制度・補助金は令和 8 年 3 月時点のものです。詳細については、市公式 Web サイトをご覧ください。

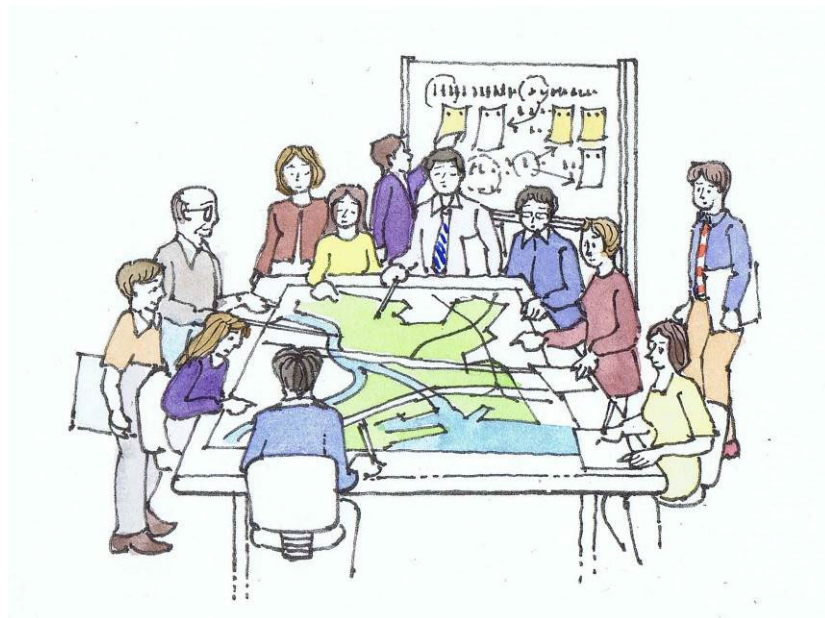
第6章 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画の推進には、市民・事業者・市が環境の保全及び創造に関して共通した認識を持ち、連携してそれぞれの役割分担を果たしていく必要があります。

本計画については、市川市環境白書や市 Web ページに掲載するほか、概要版を作成し、学校や自治会、商店会等の団体に配布するなど、様々な主体を対象に周知を図ります。

さらに、市民生活や事業活動の様々な場面や機会を通じて情報の提供や啓発活動に努め、本計画の推進につなげます。



第2節 推進体制の整備

本計画を積極的に推進し、実効性のあるものとするため、関係部署をはじめ、市民・事業者・関係機関などと連携・協働し、総合的に推進する体制を整備していきます。（図5-1）

(1) 市川市環境調整会議

本計画に掲げた施策の推進は、市川市環境基本条例に基づき設置された「市川市環境調整会議」において、本計画の策定に関する事項や市が行う施策における環境の保全及び創造への配慮に関する事項などを総合的に調整し、推進していきます。（市における調整）

(2) 市川市環境審議会

本計画の策定・改定に際して、環境施策全般に対する様々な専門的分野からの意見が必要となるため、学識経験者や市民の代表者等から構成される「市川市環境審議会」に、基本的事項の変更や進行状況などについて報告し、環境施策への助言・提言を求めています。（専門的分野からの審議・助言）

(3) 市川市環境市民会議

本計画を推進するため、必要に応じて公募市民・事業者等で構成される環境市民会議を開催し、本会議からの意見等を環境施策に反映します。（市民・事業者等との協働）

(4) 市川市地球温暖化対策推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市川市地球温暖化対策推進協議会を設置しています。（以下、「協議会」という。）

この協議会は、市民・事業者・関係団体や市など、様々な主体が構成員となって、日常生活における温室効果ガスの排出抑制などに関して必要な措置について協議し、協働で具体的な対策に取り組んでいきます。（市民・事業者等との協働）

(5) 広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に対して取り組むため、国や千葉県はもとより、近隣自治体等と連携し、推進を図っていきます。（国・県や近隣自治体等との協力）

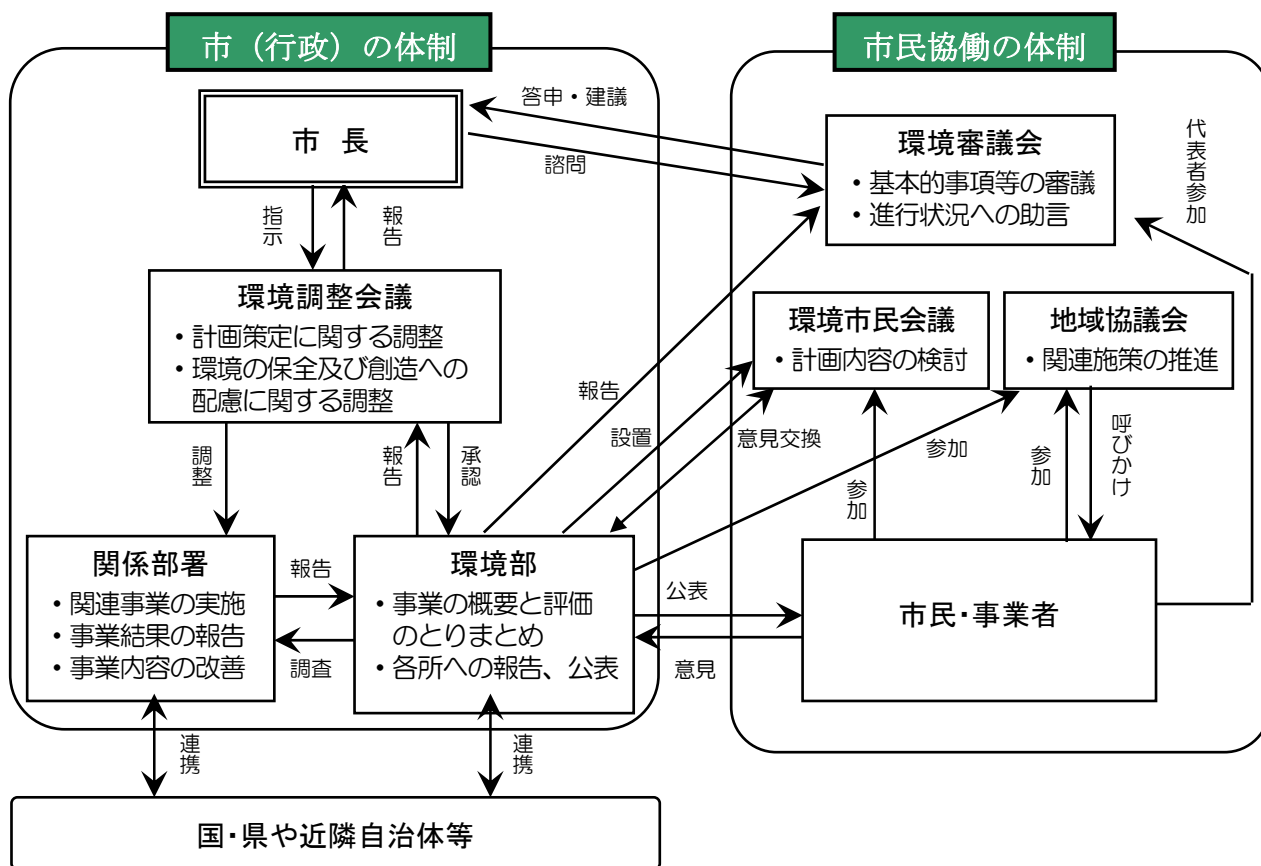


図5-1 推進体制の相関図

第3節 進行管理

(1) 進行管理

本計画の基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』を実現していくには、本計画の進捗状況を把握し、的確に対応していくことが大切です。事業の実施にとどまらず、達成状況についてPDCA サイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価と更なる改善を行います（図5-2）。

また、計画立案(Plan)においては環境審議会、環境市民会議への参加やパブリックコメントの実施、施策の実施(Do)においては環境活動推進員・じゅんかんパートナーや環境学習の講師、地域清掃等への参加、点検・評価(Check)においてはアンケート等を通じた評価、改善(Action)においては環境市民会議等における改善提案など、PDCA の各段階において市民・関係団体・事業者等の意見の反映と参加を図ります。このように、各主体の自主的な取り組みと連携を両輪として、本計画を推進していきます。

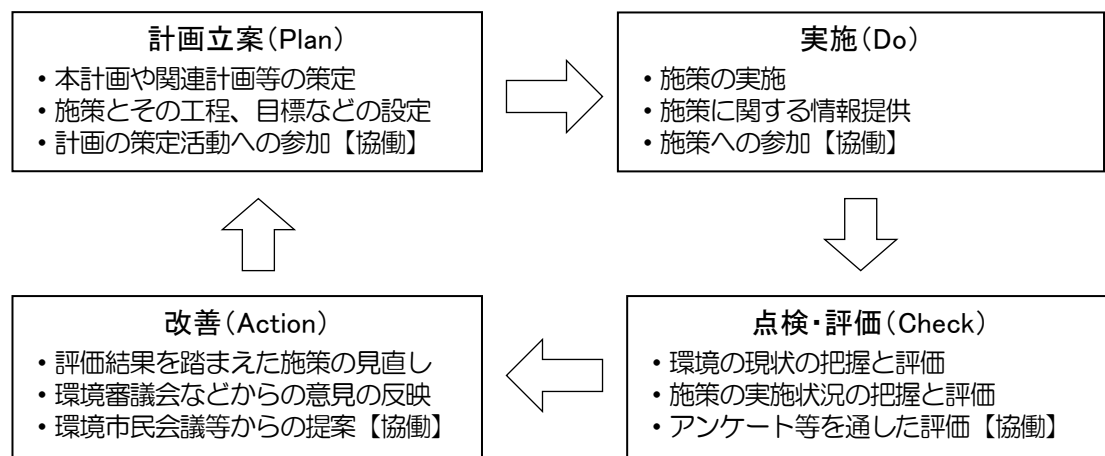


図5-2 進行管理のPDCA サイクル

(2) 点検と指標

本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などを把握する必要があります。そこで、施策の方向において指標を掲げ（表5-1、5-2）、その進捗については各施策を所管する関係部署による点検結果を踏まえ、毎年、公表します。

この結果を分析し、必要に応じて新たな取り組みや今後の計画の見直しに反映させていきます。

表5－1 第三次市川市環境基本計画進行管理表①（地球環境、資源循環・廃棄物、自然環境）

	施策の分野	施策の方向	項目	指標	直近値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
地球環境	地球温暖化の防止	温室効果ガスの排出削減	温室効果ガス排出の実態把握	市全体での二酸化炭素排出量	1,907.5 千 t－CO2	1,062 千 t-CO2
		再生可能エネルギー利用の推進	再生可能エネルギー設備の普及	太陽光発電システム設備（10kW 未満）の設置容量	17,512kW	178,269kW
		二酸化炭素吸収源対策の推進	緑地などの保全	市川市保存樹木協定制度における協定本数	175 本	290 本
				市有緑地の面積	76.09ha	➡
	地球温暖化への備え	気候変動による影響への適応	—	涼み処・クーリングシェルター設置数	—	167 箇所
資源循環・廃棄物	3Rの推進	廃棄物の発生及び排出の抑制	ごみ排出量の状況	市民一人1日あたりのごみ排出量	771 g	720g 以下
		資源の循環的な利用の推進	資源の循環的利用	資源化率	17.1%	30%以上
	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の確保	不法投棄の状況	ごみの最終処分量	14,427 t	3,700t 以下
		一般廃棄物処理体制の整備	ごみの最終処分量			
自然環境	生物多様性の保全再生（自然環境の保全再生）	生物多様性の保全再生	自然環境の実態把握	河川等水生生物調査結果における生息種類	110 種 （平成 30 年度）	➡
				鳥類ラインセンサスシンボル種の確認数	1,465 羽	維持→もしくは増加↑
		生き物の生息の場の保全再生	緑地などの保全	市有緑地の面積	76.09ha	➡

表5-2 第三次市川市環境基本計画進行管理表②（自然環境、生活環境、協働）

	施策の分野	施策の方向	項目	指標	直近値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
自然環境	自然とのふれあづくり	水や緑とのふれあいの場の確保	公園等の整備	市民一人あたりの都市公園面積	3.56m ² /人	
		都市農業の振興				
		都市型水産業の振興				
生活環境	生活環境の保全	大気環境の保全	環境基準の達成状況	大気環境の環境基準	資料編 P90、91 参照	環境基準の達成 及び 年平均値 
		水環境の保全		水環境の環境基準※1		
		地質環境の保全		地質環境の環境基準※2		
		騒音、振動及び悪臭の防止		騒音の環境基準		
		化学物質等の適正な管理		化学物質等の環境基準		
		放射線量低減対策の推進	追加被ばく線量の低減	空間放射線量	0.23μSv/時未満	0.23μSv/時未満
	安全・安心で快適な生活環境の整備	環境にやさしいまちづくり	住み良いまちづくり	ガーデニングボランティア活動の参加者数	972人	
				下水道処理人口普及率	75.27%	
				都市計画道路の整備率	61.0%	
協働	環境学習の推進	環境学習の実施	自然環境講座等の実施	自然環境講座等の開催数	3回	8回
		環境学習推進体制の整備	こどもの環境活動の支援	いちかわこども環境クラブの登録団体数	29グループ	
	環境活動への参加の促進	環境情報の提供	エコライフの啓発	環境活動推進員の活動回数（啓発人数）	17回 (1,488人)	
		環境に配慮した活動の促進			45団体 (15,000人)	

※1 COD（海域）については、環境基準点ではなく、市独自の参考調査結果です。

※2 地下水概況調査については、市内を1kmメッシュに区分して5年で46メッシュを調査しており、年度によって調査箇所は異なります。

(3)計画の見直し

本計画は、計画期間の中間時点を目処に、内容や進捗状況について評価を行うとともに、今後の国内外における社会情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応して、必要に応じて本計画の見直しを行います。



資 料 編

資料1	市川市環境基本条例	75
資料2	本計画の策定経緯	80
資料3	環境審議会・答申	81
資料4	第三次市川市環境基本計画（案）についての パブリックコメント実施結果（概要）	87
資料5	（第7期）市川市環境市民会議	88
資料6	第二次市川市環境基本計画 評価指標の進捗状況	90
資料7	用語集	92

資料 1 市川市環境基本条例

平成 10 年 7 月 3 日

条例 第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 9 条—第 18 条）

第 3 章 市民参加の促進（第 19 条—第 22 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 23 条）

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等（第 24 条・第 25 条）

第 6 章 環境審議会等（第 26 条・第 27 条）

附則

私たちの市川は、首都東京と隣接し、豊かな流れの江戸川、下総台地の斜面の緑、市街地に群生する黒松、そして南部では東京湾に臨むなど恵まれた自然環境の下、先人たちの知恵や事跡を大切に受け継ぎながら、万葉の歴史息づく文化の薫り高い都市として発展してきた。

これまでの都市としての発展は、市民生活の向上や産業活動の活発化をもたらしたが、翻ってみると一部では貴重な自然が失われ、また、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷が増大するものであった。こうした営為が、生命の源であり人類の存続基盤でもある地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、これまで健全で良好な環境を求めて、公害防止対策や自然環境保全など、様々な施策を講じてきた。しかし、今日の環境問題が質的にも量的にも変化していることに伴い、新たな時代の環境保全対策の必要性に迫られていることにかんがみ、環境への負荷の少ない社会を構築し、自然と文化が調和した魅力的で快適な環境の実現を目指さなければならない。

自然との共生に配慮し、省資源型・資源循環型の快適な環境を実現していくために、今こそ私たちは英知を傾け、総力を挙げて環境の保全及び創造に取り組み、ひいては地球環境全体の保全に資する行動に努めるべきである。

私たちは、恵み豊かな環境からの恵沢を享受することの重要性を理解し、将来の世代に引き継いでいこうと、一人ひとりが担うべき役割を果たし、もって住みよい文化都市を実現していくため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境月間）

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、6月とする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（施策等の公表）

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

（2） 環境の保全及び創造に関する施策の方向

（3） 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策について、計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。

（環境影響評価の制度の導入）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するよう、制度の導入を図るものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制等の措置）

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。

（1） 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

（2） 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制等の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境の保全に関する協定の締結）

第 13 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第 14 条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進）

第 15 条 市は、緩衝緑地、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

（調査の実施）

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に当たっては、環境の状況の把握及び今後の環境の変化に関する調査その他必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 市民参加の促進

（市民の意見の反映）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する学習の推進）

第 20 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、及びこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようするための学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する市民及び事業者の学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置）

第 21 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 22 条 市は、民間団体等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

（事業者及び市民との協力）

第24条 市は、事業者及び市民と協力して環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（他の地方公共団体との協力）

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第6章 環境審議会等

（環境審議会）

第26条 市川市環境審議会条例（昭和47年条例第25号）に基づき設置する市川市環境審議会においては、環境基本計画の策定その他環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議する。

（施策の調整合体の整備等）

第27条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市の機関相互の緊密な連携を図りつつ総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成10年7月3日から施行する。

（市川市環境審議会条例の一部改正）

2 市川市環境審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「保全」の次に「及び創造」を加える。

資料2 本計画の策定経緯

年度	月	会議等の名称	概要、テーマ等
令和元年度	7月	第1回環境市民会議	- 計画の基本的事項（計画期間、計画の主体と役割） - 基本目標、基本理念、施策の分野
		令和元年度 第1回環境審議会	- 市川市環境基本計画について（計画概要、現行計画の評価） - 次期計画骨子案（基本的事項、施策の体系） - 第1回環境市民会議の報告
	9月	第2回環境市民会議	資源循環・廃棄物について
	11月	令和元年度 第2回環境審議会	- 体系図案の修正 - 現行計画の指標の実績と評価 - 次期計画の目標・指標案 - 第2回環境市民会議の報告
	3月	第3回環境市民会議	- 自然環境（生物多様性）について - 地球環境（地球温暖化問題）について
令和2年度	4月	令和2年度 第1回環境審議会	- 基本理念の修正 - 第3回環境市民会議の報告
	8月	令和2年度 第2回環境審議会	- 市川市環境基本計画の改定について諮問 - 環境に配慮した具体的行動について - 次期計画における指標の短期目標について
	9月 ～ 10月	パブリックコメント	第三次市川市環境基本計画（案）について
	10月	第4回環境市民会議	- 生活環境について - 協働について
	11月	令和2年度 第3回環境審議会	- 市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に係る答申骨子（案）審議 - 第4回環境市民会議の報告
	1月	第5回環境市民会議	環境情報の効果的な周知について
		令和2年度 第4回環境審議会	市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について 答申（案）審議 ※2月に環境審議会より答申を受領

※ 令和2年度第1回・第4回環境審議会及び第5回環境市民会議は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出のため、書面会議にて開催。

資料3 環境審議会・答申

(1) 答申書(抜粋)

市 環 審 第2-9号
令和3年2月5日

市川市長 村 越 祐 民 様

市川市環境審議会
会長 熊谷 優子

市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)の改定について(答申)

令和2年7月22日付け市川第 20200722-0166 号で貴職から諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 計画全般に係る共通事項

「市川市環境基本計画」及び「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定にあたっては、地球温暖化の進行など急速に進む環境の変化を鑑み、環境変化への危機感や、将来のために市民や事業者、市がやるべきことを分かりやすく示し、これらをしっかり伝える必要があることから、特に以下の事項について留意して取り組まれない。

- ① 市川市の現状を踏まえて、その特徴に応じた「市川らしさ」を感じる政策・施策を示すこと。
- ② 市川市の自然的・社会的・経済的状況を踏まえて、環境課題を明らかにし、その解決につなげていくための施策を提示すること。
- ③ 地球温暖化による気候変動への影響について、市川市ではどのような脆弱性があるか、経済環境等を踏まえた上で明らかにすること。
- ④ 環境先進都市を目指すため、市川市として必要な支援や取り組みを重点的に進めること。
- ⑤ 言葉遣いを整理し、必要に応じて注釈をつけて、分かりやすい表現にすること。
- ⑥ コラムや具体例などを盛り込んで見せ方を工夫し、興味を持てる内容とすること。
- ⑦ 市の施策などに関し、関連する部局や取り組みなどについて、庁内部署間のつながりが明確に分かるようすること。
- ⑧ 施策の推進にあたっては、他事業との整合性も考慮すること。
- ⑨ 指標の実績値の推移や目標の達成状況といった報告と、市民への啓蒙・啓発については、それぞれ効果的な手法を検討すること。
- ⑩ 計画の内容が広く理解されるように、SDGs や環境問題に関連づけて施策を示すなど、発信方法に特段の工夫をすること。

2 市川市環境基本計画について

市川市では、第二次市川市環境基本計画に基づき、5つの施策の分野として「地球環境」「資源循環・廃棄物」「自然環境」「生活環境」「協働」における取り組みを実施してきました。

このことにより、市民一人あたりのごみ排出量の削減や自然環境の保全再生や自然とのふれあいの場となる公園・緑地の整備などの施策が進展しました。

一方で、二酸化炭素排出量削減や資源化率の向上等、現計画の目標達成が難しい分野も見られます。

また、最近では、異常気象の増加をはじめとした気候変動への対策や、プラスチックごみの海洋汚染といった新たな課題も生じており、これらの課題にも適切に対応していくことが求められています。

このため、第三次市川市環境基本計画では、これまでの取り組みを踏襲するだけでなく、時代や環境の変化に伴う新たな視点や課題等に的確に対応していかなければなりません。

また、国際的には、SDGs やパリ協定が採択され、国内でも、第五次環境基本計画の閣議決定や気候変動適応法が制定されるなど、環境政策においては、地球温暖化をはじめとした環境問題への取り組みを強化していくことが世界の共通認識となっています。

このような状況を踏まえ、市川市環境基本計画の改定にあたっては、以下の事項に留意して計画を策定する必要があります。

（１）計画の基本的事項

環境の保全及び創造に関する施策の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的に行動していくことが重要である

中でも、市川市は行政の主体であるとともに一事業者、一消費者でもあることから、各主体が施策を推進するにあたっては、市民や事業者の役割を示すだけでなく、市の率先行動が必要である。

（２）環境の現状と課題

施策ごとに設定した指標の実績値の変動要因を分析し、取り組みの成果と課題を的確に把握した上で、施策を打ち出していくことが求められる。

また、次期計画の計画期間である今後 10 年間で市川市を取り巻く環境の状況は変化していくことが予想されるため、将来の変化も考慮されたい。特に、深刻化していく気候変動による市民生活や産業への影響等について危機感を共有されたい。

（３）計画の目指すべき方向

次期計画では、世界共通の目標である SDGs のゴールと取組内容を関連づけ、SDGs の考え方を市民や事業者に広く知ってもらうことが必要である。

そこで、計画で示す SDGs のゴールは施策と関連性の高いものに絞り、読み手が分かりやすい計画とされたい。

また、SDGs のゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、全ての基本理念との関わりが分かるようにされたい。

（４）施策の分野と方向

基本目標である「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の実現に向け、各分野の施策の実施にあたっては以下の点に留意して取り組まれない。

① 地球環境

- ・太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）、蓄電池等について、普及させるためにはどうしたら良いか具体的に示すこと。
- ・気候変動への適応策については、近年頻発する極端気象等への備えを記載すること。

② 資源循環・廃棄物

- ・今は「３Ｒ」にリフューズ【ごみになるものを断る】とリペア【ものを修理して使う】の考えを取り入れ、「５Ｒ」を採用している自治体もあるが、それらの考え方を整理した上で、市川市として何に取り組むか示すこと。

- ・循環型社会を実現する上では、製造者及び消費者の責任を明確にすること。

③ 自然環境

- ・「生物多様性」という言葉がより身近に感じられるように、分かりやすく示して普及啓発を進めていくこと。

④ 生活環境

- ・快適な生活環境の整備には、「安全・安心」の視点を盛り込むこと。

⑤ 協働

- ・SDGs のゴールに紐づけた、市川市らしい環境学習や啓発を実施すること。
- ・市民啓発や環境学習を通じて、SDGs の考えを市民や事業者理解してもらうこと。

（５）環境に配慮した具体的行動

市民や事業者が環境問題を自分ごととして捉え、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践してもらうようにするため、日常生活や事業活動において取り組むべき具体的な行動を、次期計画で示すことが望ましい。

その際は、市民や事業者の取り組みが分かりやすいよう、「明日からやること」「時間をかけてやること」のように、優先順位をつけて行動例を示されたい。

また、行動を習慣として落とし込んでいくことが大切であり、市民や事業者が環境配慮行動をすることによるメリットを示すなど、動機づけになる仕組みづくりを検討されたい。

（６）計画の推進

計画に基づく施策の実施にあたっては、客観的な視点により環境の現状と課題を把握してフィードバックを行い、必要に応じた新たな施策の実施や既存の施策の柔軟な見直しを行っていくべきである。

そこで、施策の進捗を評価するための指標の設定にあたっては、下記の点に留意されたい。

- ① 指標の目標値については、2030（令和12）年度までを一括りに示すのではなく、短期・中期・長期などに分けて目標値を設定すること。
- ② 指標の目標値で数値化できるものはなるべく数値化すること。
- ③ 指標の評価方法を、分かりやすく示すこと。

(2)環境審議会委員名簿

令和3年3月22日現在

◎：会長 ○：副会長

選出別	氏 名	選 出 母 体	備 考
議会の推薦した議員	稲 葉 健 二	市 川 市 議 会	創 生 市 川
	高 坂 進		日 本 共 産 党
	石原 よしのり		無 所 属 の 会
	小山田 直 人		公 明 党
	つかこし たかのり		市川市を良くする会
	中 町 けい		立憲民主・社民
市内の事業場の代表者	○西 原 勝 徳	市川商工会議所	千葉ロードサービス(株) 代表取締役社長
	山 中 右 次		山中軽金工業(株) 代表取締役社長
学識経験者	杉 本 卓 也	千 葉 商 科 大 学	政策情報学部 准教授
	小 倉 裕 直	千 葉 大 学	大学院工学研究科 教授
	◎熊 谷 優 子	和 洋 女 子 大 学	健康栄養学科 教授
	大 野 京 子	市 川 市 医 師 会	市川市医師会副会長
	新 井 るり子	市川市薬剤師会	市川市薬剤師会理事
農業の代表者	石 井 利 和	市川市農業委員会	市川市農業委員会 会長職務代理者
漁業の代表者	鈴 木 英 徳	市川市漁業協同組合	市川市漁業協同組合理事
市民の代表者	道 下 経 枝		(第Ⅵ期 市川市環境市民会議 メンバー)
	本 多 真佐男		(市川市環境活動推進員 第3期 中央部リーダー)

資料4 第三次市川市環境基本計画(案)についての パブリックコメント実施結果(概要)

■実施期間

令和2年9月19日(土)～ 令和2年10月19日(月) 31日間

■ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

番号	提出手法	提出人数	意見の件数
①	インターネット	8人	59件
②	ファクシミリ	0人	0件
③	循環型社会推進課へ提出(持参)	2人	11件
④	市政情報コーナー(中央図書館等)	0人	0件
⑤	郵送	2人	22件
合計		12人	92件

■ご意見に対する市の考え方

番号	ご意見への対応	意見の件数
①	ご意見を踏まえ、修正するもの	24件
②	今後の参考とするもの	28件
③	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込み済みであるもの	11件
④	その他(本計画そのものに対するご意見でないもの等)	29件

資料5（第7期）市川市環境市民会議

（1）市川市環境市民会議

本市の環境政策に市民意見を反映させる方法の1つとして、市川市環境市民会議からご意見を頂くものです。平成11年の第1期から不定期に設置され、令和元年度から令和2年度には、第二次市川市環境基本計画の改定にあたって市民・事業者の皆様から意見をいただくため、第7期環境市民会議を次のとおり設置しました。

会議は、市が設定したテーマについてワークショップ形式で意見交換を行い、頂いたご意見やアイデアを踏まえ、第三次市川市環境基本計画を策定しました。

○（第7期）環境市民会議の概要

設置期間 : 令和元年7月～令和3年1月
 会議回数 : 全5回（書面開催1回を含む）
 参加メンバー : 公募市民11人、事業者3名

	氏名	備考
公募市民	木田 豊	NPO 法人役員、エコスタディいちかわ代表
	金城 孝夫	大学職員、いちかわ地球市民会議会員
	齋藤 真実	NPO 法人いちかわ電力コミュニティ理事長
	志関 誠男	市川市地球温暖化対策推進協議会 会員
	白井 義男	市川市環境活動推進員
	鈴木 核	自営業（ワークショップ・デザイナー、コーチ） ※ 市民会議進行役
	鈴木 俊一	会社員、市川市環境活動推進員
	中村 宏毅	エコ倶楽部市川・責任者
	松本 茂治	安全コンサルタント・講師、市川市環境活動推進員
	三松 明人	俳優・非常勤講師、市川市環境活動推進員
	森角 武久	緑のみずがき隊・事務局員
事業者	中村 良	京葉瓦斯株式会社
	吉岡 均	株式会社市川環境エンジニアリング
	東 尚子	公益財団法人日本環境協会

(2)各会議の概要

開催日	意見交換テーマ等
第 1 回環境市民会議 令和元年 7 月 2 日（火）	● 計画の基本的事項（計画期間、計画の主体と役割） ● 基本目標、基本理念、施策の分野
第 2 回環境市民会議 令和元年 9 月 26 日（木）	● 資源循環・廃棄物 ・プラスチック資源の循環について ・食品ロスについて
第 3 回環境市民会議 令和 2 年 2 月 6 日（木）	●自然環境（生物多様性） ・生物多様性を知り、行動するためには ●地球環境（温暖化問題） ・地球温暖化対策を加速させるには
第 4 回環境市民会議 令和 2 年 10 月 29 日（木）	●生活環境 ・快適で魅力あるまちづくりを考える ～街なかでの緑を増やすには～ ●協働 ・協働によるこれからの環境学習等の推進について
第 5 回環境市民会議 令和 3 年 1 月 14 日（木） ～1 月 22 日（金） ※書面開催	●市民や事業者の行動につなげるための、環境情報の効果的な周知 ・ライフステージや住まいに応じて、どのような内容を、どのような手法で伝えていけば良いか ・環境に配慮した行動に楽しく取り組んでもらうための工夫について

資料6 第二次市川市環境基本計画 評価指標の進捗状況

施策の分野		No	指標項目		単位	基準年度 (H22)	現状値 (R1)	目標 (R2)
自然環境	自然環境の 保全再生	1	自然環境モニタリング調査結果における生息種類		種	92	110 ※H30実績	→
		2	市有緑地の面積		Ha	56.50	76.09	↗
	自然とのふれ あいづくり	3	市民一人あたりの都市公園面積		m ² /人	3.08	3.56	4.73 (R7年度)
		4	エコファーマー登録者数		人	66	13	↗
		5	市民農園等の設置数		施設	12	18	↗
		6	浅海養殖や漁場改良等の補助件数		延べ 件数	4	2	→
地球環境	地球温暖化への 対策	7	市全体での二酸化炭素排出量		千 t -CO ₂	3,268 ※H25実績	1,907.5	2,948
		8	太陽光発電システム(10kW 未満)の設置容量		kW	10,453 ※H25実績	17,512	22,000
		9	市全域の緑地面積		ha	1,713	-	1,842 (R7年度)
生活環境	生活環境の 保全	10	(大気) 環境 基準	二酸化窒素(一般局)	%	100	100	環境基準の 達成 及び 年平均値 ↘
				SPM(一般局)	%	100	100	
				オキシダント(一般局)	%	0	0	
				二酸化窒素(自排局)	%	100	100	
				SPM(自排局)	%	100	100	
				有害大気汚染物質	%	100	100	
		11	(水質) 環境 基準	BOD(河川)	%	100	100	
				全健康項目(河川)	%	100	100	
				COD(海域)	%	43	42	
		12	(地質) 環境 基準	地下水〔地下水概況調査〕	%	58	89	
				年間変動が 2cm 以上の水準点	地点 (欠測)	0/41 (13)	0/49	

施策の分野		No	指標項目		単位	基準年度 (H22)	現状値 (R1)	目標 (R2)
生活環境	生活環境の 保全	13	(騒音) 環境 基準	住居系地域 (一般環境)	% (地点)	69 ※H20実績	66 (19/29) ※H30実績	環境基準の 達成 及び 年平均値 ↘
				商業・準工業・工業 地域(一般環境)	% (地点)	80 ※H20実績	80 (4/5) ※H30実績	
				昼間 6-22 時 (道路沿道)	地点	7/9	7/8	
				夜間 22-6 時 (道路沿道)	地点	2/9	5/8	
		14	(化学物質 等)環境 基準	ダイオキシン類 〔大気、水質、土壌、 底質〕	%	100	100	
		15	景観計画特定区域・景観協定区 域等の件数		延べ 件数	1	6	↗
		16	下水道普及率		%	67.3	75.3	↗
		17	都市計画道路の整備率		%	42.3	61.0	↗
		18	特定地区の吸い殻の数		本	157	180	↘
		19	空間放射線量		μSv /時	0.07~ 0.35 (H23年9月)	0.23 未満	0.23 未満 (H24年8月)
資源循環・ 廃棄物	3Rの推進	20	市民一人 1 日あたりのごみ排 出量		g	856	771	760 (R6年度)
		21	資源化率		%	18.1	17.1	27.0 (R6年度)
	廃棄物の適正 処理の推進	22	不法投棄の処理量		t	861	430	↘
		23	ごみの最終処分量		t	16,874	14,427	7,200
協働	環境学習の 推進	24	生物多様性に関する講座へ の参加者数		人/年	134	55	200
		25	いちかわこども環境クラブの 登録団体数		グルー プ	26	29	→
	環境活動への 参加の促進	26	環境情報の市 Web ページへの アクセス数		PV	96,631	78,307	↗
		27	エコライフ推進員の活動回数 (啓発人数)		回(人)	34 (4,370)	17 (1,488)	→
		28	環境保全協定の締結数		社	72	59	→
		29	市におけるグリーン購入割合		%	93.5	99.4	100
		30	いちかわ環境フェアの出展者 数(参加者数)		団体 (人)	57 (9,000)	45 (15,000)	↗
		31	ボランティア・NPO 活動セン ターの利用者数		人	10,035	7,530	↗

資料7 用語集

<あ行>

■アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐磨耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。

この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。しかし、アスベストの繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、曝露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

■硫黄酸化物

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（ SO_2 ：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（ SO_3 ）が若干混じり、環境基準は、二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

■いちかわ環境フェア

環境に配慮したライフスタイルを広く市民に啓発するため開催しているイベントです。

近年はニッケコルトンプラザをメイン会場とし、環境活動に取り組む市民団体や企業による環境展、ステージイベント、クイズラリー等を実施しています。

■いちかわこども環境クラブ

自然や環境に関心を持つお子様（メンバー）とその保護者の方（サポーター）で構成されており、市川市内を中心に、環境学習や環境にやさしい活動に取り組んでいます。

公益財団法人日本環境協会こどもエコクラブの地域団体という位置づけです。

■市川市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条

第1項に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針を定めた計画です。

■市川市環境白書

市川市環境基本条例第8条に基づき、市川市環境基本計画に位置づけられている施策や、施策に関連する事業の実施状況等について、市民や事業者公表するため、年に1回発行しています。

■市川市教育振興基本計画

市川市の教育が目指す基本的な方向と目標を明確にして、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することをねらいとして策定した計画です。

■市川市景観基本計画

市川市の景観行政の総合的な指針となるもので、多くの人々が共感し、誰もが心地良いと感じる景観を実現するために、市民・事業者・行政の協働による幅広い取り組みを総合的かつ体系的にまとめています。

■市川市下水道中期ビジョン

平成26年度から令和7年度までの12年間の下水道関連事業（浸水対策・地震対策・老朽化対策・未普及対策等）の方向性を取りまとめたものです。

■市川市自然環境保全再生指針

自然環境の保全再生に係る市川市の基本的な位置づけと姿勢を示すと共に、自然環境の科学的な評価に基づいた、目標と方針、配慮事項を示したものです。

■市川市総合計画

長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の共

通の将来目標となるものです。

■市川市総合交通計画

総合的な交通体系を構築し、「市民が健康で良好な環境の基に生活を営むことを可能にする交通環境」を確保するための長期計画です。

■市川市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものであり、市川市総合計画に示された将来都市像を具体化していくための基本的な方針です。

■市川市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 項に基づき、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するため、各主体が総合的かつ計画的に取り組めるよう定めた区域施策編（同条第 4 項が根拠）及び市川市の事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源に関して記述した事務事業編（同条第 1 項が根拠）、並びに気候変動適応法第 12 条に基づき気候変動適応に関する施策の推進を図るための気候変動適応編で構成された計画です。

■いちかわ都市農業振興プラン

市民への農業理解を深めるとともに、農地の保全・活用、担い手を確保し、本市の特色を十分に活かした農業の振興を図ることを目的として定めたものです。

■市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に対して、放射性物質による市民の健康および生活環境に及ぼす影響を軽減することを目的に策定した方針です。

■市川市みどりの基本計画

市内の貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めた計画です。

■一酸化炭素

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車です。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりします。

■一般環境測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、住宅地等の一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するために設置されたものです。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

■雨水貯留・浸透施設

雑用水や防火用水として利用するために雨水を貯留したり、流出抑制や地下水などの枯渇防止のために雨水を地下に浸透させる施設のことです。都市型水害の軽減にも繋がります。

■エコドライブ

環境に配慮した運転の仕方のことです。具体的にはアイドリングストップや一定速度での走行を心がけ、急発進・急停止をしないことなどがあります。

エコドライブを行うことで、排気ガスの低減や自動車の燃費向上にもつながります。

■屋上緑化・壁面緑化

建築物などの屋上に建物を植えて緑化をすることをいいます。同じように、建築物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減などの効果があります。

■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外

線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

＜か行＞

■カーシェアリング

1 台の自動車を複数の人が共同利用する仕組みです。利用者の税金・保険料、車検代等の維持費が軽減される他、エコカーを利用することで燃料費の節約や CO₂ の削減にもつながります。

■ガーデニングシティいちかわ

市民・事業者・市の協働により、まちを花や緑で彩りうるおいを添えるとともに、活動を通じた交流や生きがいづくりにより、快適で魅力あるまちづくりを目指すものです。

■カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

■外来生物（外来種）

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種です。

外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。

■化石エネルギー

石炭、石油、天然ガスなど、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い

年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた化石燃料の燃焼によって得られるエネルギーのことをいいます。

■家庭用燃料電池（エネファーム）

家庭に設置して住宅に電力を供給する燃料電池のことです。都市ガスや LPG から作り出した水素と空気中の酸素を反応させて発電を行うとともに、その際に発生する熱を給湯などに利用する方法（コジェネレーション）を採用しています。

エネルギーの有効活用により、CO₂ の削減にも大きく貢献できます。

■環境活動推進員制度

市川市が委嘱した推進員が、市民に対してエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを促すため、日常生活における省エネ対策や、地球温暖化対策の周知・啓発のために活動する制度です。

主に保育園や小学校などで行われる地域のイベントを通じて、身近なことから実践できるエコライフについての啓発に取り組んでいます。

■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めています。（環境基本法第 16 条第 1 項）

この基準は、行政が公害防止に関する施策を講じていく上での目標であって、事業者などに達成義務を直接課すものではありません。

■環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。公害対策基本法に代わって平成 5 年 11 月に公布・施行されました。

■環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目

標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。主なシステムとしては、ISO14001 やエコアクション 21 などがあります。

■涵養（かんよう）

地表の水が地下に浸透し、地下水となることをいいます。森林の保全や雨水を浸透させる工夫（雨水浸透施設の設置）を行うことで、地下水を豊かにすることができます。

■気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和 63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

■空間放射線量

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量のことで、外部被ばくの程度を示す指標です。周辺の環境や気象によって変化し、降雨等により一時的に上昇したり、積雪によって減少したりすることがあります。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

■クーリングシェルター

危険な暑さから避難できる場所として、市内の施設をクーリングシェルターとして指定しており、熱中症特別警戒アラート発表時に開放します。

■光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される物質の総称のことです。

光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグと言われ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破

壊するといった影響が指摘されています。

■公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路）

ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道のうち、終末処理場を設置しているものは除外されます。

こめっと

■米っ人くらぶ

市内在住・在学の小学生とその家族を対象に行っている農業・稲作体験事業のことです。

自然や人とのふれあい、勤労と収穫の喜びを体験し、暮らしと環境との関わりについて学ぶことにより、心豊かな子どもたちを育てることを目的としています。

<さ行>

■最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には原則とされている埋立てにより処分されており、この最終処分を行う施設が最終処分場です。

埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

■再使用（Reuse）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、（１）あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、（２）製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、（３）ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいいます。

■再生利用（Recycle）

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。

なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することを「マテリアルリサイクル」、化学的に処理して利用することを「ケミカルリサイクル」、廃棄物の焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用することを「サーマルリサイクル」といいます。

■次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などのことをいいます。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。

■自動車排出ガス測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、道路周辺に配置されたものです。

■市民農園

都市住民が小面積の農地を利用して野菜や花を育てることで、農業理解の促進及びレクリエーションの場の提供等を目的とした農園のことです。

本市では都市農業への理解と農業体験事業の一環として、市民農園の貸し出しを行っています。

■市民マナー条例

市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における禁止行為等を

定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市を実現するために定めた条例です。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

■じゅんかんパートナー

循環型社会の構築に取り組む地域コミュニティの形成において、地域を中心とした活動の活性化とともに、地域活動を担う人材の育成を推進するために、市川市が廃棄物減量等推進員として委嘱した市民のことです。

■浄化槽

水洗し尿や生活排水を沈澱分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置のことです。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽と呼びます。

■自立分散型エネルギー

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所等で作られて供給されるエネルギーに対して、各々の需要家に必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたものをいいます。

平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができます。

■森林環境税・森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人

が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたものです。

森林環境税は、国税として 2024（令和 6）年度から、一人年額 1,000 円が賦課徴収されます。

これに先立ち、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、2019（平成 31）年度から森林環境税が市町村及び都道府県に譲与されており、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

■生態系

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指します。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われます。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響しあいつつ継続的な安定した関係を保っています。

開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに住んでいたいくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがあります。

■生物多様性いちかわ戦略

生物多様性基本法第 13 条に基づき、生物多様性国家戦略を基本として、市川市における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画です。

■絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、開発による生息地の減少、乱獲などが原因で、絶滅の恐れが生じている野生生物のことを指します。

環境省が取りまとめている「レッドリスト」によると、大きくは絶滅危惧Ⅰ類と絶滅危惧Ⅱ類があり、前者は、ごく近い将来、または近い将来に絶滅の危険性が高いもの、後者は、絶滅の危機が増大しているものと定義されています。

■騒音レベル

音は、同じ音圧でも周波数が違うと、人間の耳には違う大きさの音として感じられます。耳の感覚補正を組み込んだ騒音計で計った値

を騒音レベルといいます。

<た行>

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されていて、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。

■太陽光発電設備

太陽光の日射を電気エネルギーに変換し、電気を生み出す発電技術で、太陽電池（太陽光パネル）を用い、直流の電気を発生させ、パワーコンディショナーを経由して電気の品質を安定させ、設置した建物へ電気を供給する仕組みです。

太陽光発電は、発電の際に有害な排気ガスや二酸化炭素を排出しない、クリーンな発電設備として期待されています。

■脱炭素社会

経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減すること、また、それが実現された社会のことです。

■脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、脱炭素と地域課題解決の同時実現を目指す『実行の』脱炭素ドミノ』のモデルとなります。

■炭化水素

炭素と水素とからできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があります。

これらは、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されていて、主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれています。

■地域新電力会社

地域内の発電能力を最大限活用し、エネルギーの地産地消を目標にした、地域密着型の電力小売業者のことを指します。

地域新電力会社の中で地方自治体が出資しているものは自治体新電力と呼ばれ、地方創生や CO₂ 排出量削減の新たな担い手として期待されています。

■地域循環共生圏

国の「第五次環境基本計画」の中で、地域の活力を最大限に発揮する考え方として提唱されました。

各地域が地域資源や特性を活かし、近隣地域と支え合いながら自立した地域を作っていくことで、環境・経済・社会の課題を解決していき、「持続可能な社会」を実現するという考え方です。

■地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした活動のことです。産地から近ければ輸送コストがかからないため、エネルギー資源の抑制が期待できます。

■窒素酸化物

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなります。

■東京外かく環状道路（外環道路）

都心から約 15 キロメートルを環状に連絡する、全長約 85 キロメートルの高規格幹線道路です。

高速道路（東京外環自動車道）と国道 298 号（和光北インターチェンジ～高谷ジャンク

ション間）で構成されています。

市川市の区間は 2018（平成 30）年 6 月に開通となりました。

■特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定されます。

生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官等も含まれます。環境省の特定外来生物等一覧に記載されています。

■特別緑地保全地区

都市内に残された緑地を県知事または市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区です。この代償措置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。

■都市農業

「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」（都市農業振興基本法第 2 条）であり、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしています。

<な行>

■二酸化硫黄

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

■熱中症警戒アラート

気温が著しく高くなることで熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合に発表される警報です。

■熱中症特別警戒アラート

気温が特に著しく高くなることで熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される警報です。

<は行>

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方です。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

■廃棄物発電

ごみを焼却してその熱を回収し、湯を沸かして蒸気タービンを回すことによって発電を行うものです。

廃棄物の再利用により、資源を有効活用でき、CO₂の排出量の削減につながります。

■発生抑制（Reduce）

廃棄物の発生自体を抑制することです。再使用、再生利用に優先されます。発生抑制のため、事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが求められています。また、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く

使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが求められています。

■パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組を定めた協定として、2015（平成 27）年 12 月に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択されました。

この協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みで、世界の平均気温の上昇を 2℃未満に抑えることを目標としています。

■ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

■ビオトープ

野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持またはそれを目指して管理される場所のことです。

■干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達します。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしています。

■富栄養化

湖沼や内湾の水質が、窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移することです。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となります。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっています。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10μm 以下のものをいいます。工場等から排出され

るばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされています。

■フロン類

フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称です。フロン排出抑制法では、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)をフロン類と呼んでいます。特定フロンである CFC、HCFC はオゾン層破壊効果と温室効果があり、代替フロンである HFC はオゾン層破壊効果はありませんが、温室効果が大きく、製造や輸入を規制しています。

■放射線

ある特定の原子核が別の原子核に変化(壊変または崩壊)する際に放出される高速の粒子や、高いエネルギーを持った電磁波のことをいいます。放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他、エックス線、中性子線、重粒子線など様々な種類があります。

<ま行>

■緑のカーテン

ゴーヤ等のツル性植物を建物の外壁やネット等に這わせてつくる自然のカーテンのことです。

葉の蒸散作用によって建物や周辺の温度上昇を抑える効果があるとされ、夏の冷房機器のエネルギー使用量の削減により、CO₂ 排出量削減とともに電気代の削減にもつながります。

<や行>

■谷津

台地に谷が入り込む独特の地形で、その細長い低湿地部は昔から水田として利用されてきました。

■有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質です。

■湧水

地下水が台地の斜面など地形の変化した場所から地表に出てきた地表水のことです。

■要請限度

総理府令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値です。この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、市町村長は道路管理者等に対し、改善措置を要請することができます。

<アルファベット・数字>

■BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略で、河川の水質汚濁指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要とする酸素量で、値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものです。値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。

■COP（Conference of the Parties）

国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関とし設置される会議です。

■PDCA サイクル

品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する手法のことです。具体的には、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒見直し（Act）という手順を繰り返し、活動を円滑に進めます。

■3R

Reduce（廃棄物等の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の 3 つの頭文字をとったものです。循環型社会を構築していくためのキーワードです。

第三次市川市環境基本計画 改訂版

発行日 令和3年3月（令和8年4月改訂）

発行者 市川市 環境部 総合環境課

〒272-0023 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

TEL 047-712-5781 FAX 047-712-6320

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5008.html>
